

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：令和3年5月14日（令和3年（行情）諮問第185号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行情）答申第380号）

事件名：番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案について行った対応とその検討過程が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月20日付け個情第1475号ないし同第1477号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定について、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきであり、原処分1の不開示部分のうち、担当者の連絡先についての個人情報及び個人に関する情報に係る不開示部分を除くその余の不開示部分、原処分2の「電話メモ」に係る不開示部分、「特定個人情報の漏えい等報告書」の「意思形成過程に係る事項」、「適正な遂行に係る事項」の不開示部分、原処分3の不開示部分のうち、担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報に係る不開示部分を除くその余の不開示部分、をいずれも取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

別紙3のとおり。

(2) 意見書1

別紙4のとおり。

(3) 意見書2

別紙5のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に対して令和2年9月16日付け（同月17日委員会受付）で行った行政文書開示請求3件（以下「本件開示請求」という。）に関し、委員会が同年11月20日付け個情第1475号、同第1476号及び同第1477号にて一部開示決定を行ったところ、これらに対し審査請求があったが、以下のとおり原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件請求文書は、別紙1に掲げる文書である。これに対し委員会は、別紙2に掲げる文書（本件対象文書）を具体的に特定し、原処分を行った。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、以下の（1）から（8）の文書ないし同様の性質の文書、あるいは他に対象とすべき文書がある場合は、それらの文書を追加特定すべきであると主張している。そのため、委員会におけるこれらの文書の保有の有無等について再度確認を行ったところ、いずれの文書についても、以下のとおり作成、保有していないと認められた。

(1) 特定年月日Aの会合の記録

審査請求人は審査請求書において、特定地方公共団体Aが開示した文書によれば、特定年月日Aに、国税庁、特定地方公共団体B、特定地方公共団体C、特定地方公共団体D、特定地方公共団体E、特定地方公共団体F、特定地方公共団体Aにて、総務省の音頭のもと情報共有がなされ、委員会も出席と記載されており、委員会はこの会合に関する文書や記録を作成しているはずであるから、それらを本件対象文書として追加特定すべきであると主張する。

委員会は、審査請求人の主張する特定年月日Aの会合に出席したが、会合に当たり文書の作成は行っていない。また、委員会では通常、会合の出席に当たり、旅行命令を要する出張以外は特段、決裁や復命書等の文書の作成も行っていない。

したがって、委員会において審査請求人の主張するような文書は作成していない。

(2) 事故報告書等の各文書

審査請求人は審査請求書において、特定地方公共団体Bが「インシデント報告書（情報漏えい）」、「情報セキュリティ事故発生報告書」という文書を開示していることを挙げ、本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に違反して個人番号利用事務等を再委託（以下「本件無断再委

託」という。)したことにより、特定個人情報的大量漏えいした事案であり、委員会には、各地方公共団体等から提出された漏えい事案の事故報告書若しくは委員会が作成した事故報告書等の文書や記録が存在すると考えられるため、それらを本件対象文書として追加特定すべきであると主張する。

番号法29条の4では、個人番号利用事務等実施者(本件無断再委託事案における各地方公共団体等)は、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとされている。また、「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」

(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)では、それに該当しない漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合も、委員会に報告することを求めている。これらの求めに対して提出されるものは原処分1における文書19、原処分2における文書2及び原処分3における文書22の漏えい等報告書であり、特定地方公共団体Bが開示した「インシデント報告書(情報漏えい)」や「情報セキュリティ事故発生報告書」については委員会への提出義務はない。一方で、通常、委員会では漏えい等報告書の提出を受けた際、特段、文書や記録を作成することはない。

番号法及び告示に基づき、本件無断再委託に関して各地方公共団体等から提出された、漏えい事案についての報告文書は、原処分1における文書19、原処分2における文書2及び原処分3における文書22によって既に開示されたものが全てであり、それら以外に提出は受けておらず、また、委員会において文書や記録も作成していないため、審査請求人の主張する事故報告書や委員会が作成した文書は存在しない。

したがって、原処分において既に開示している文書以外に、審査請求人の主張するような文書は作成及び保有していない。

(3) 再発防止PT等が作成した報告書等の各文書

審査請求人は審査請求書において、国税庁は、再発防止PT議事次第という文書や「源泉徴収票等の入力業務における見直しの方向性と具体的な取組(最終報告)」等の資料を開示していることを挙げ、委員会においても、同様の組織による検討資料や報告書等の文書が存在するはずであるから、それらを対象文書として特定すべきであると主張する。

しかしながら、漏えい事案等が発生した場合、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年9月28日特定個人情報保護委員会事務局長通知)により、再発防止策は漏えい事案等が発生した地方公共団体や行政機関等において検討し実施することとなっ

ており、委員会に国税庁の再発防止PTと同様の組織・会合の設置や検討資料又は報告書の作成を義務付ける規定はなく、事実、本件に関して、そのような組織・会合の設置や検討資料等を作成したことはない。

したがって、委員会において審査請求人の主張するような文書は作成及び保有していない。

(4) 立入検査に係る文書、記録

審査請求人は審査請求書において、委員会は、本件無断再委託が発生した各地方公共団体等に立入検査等を実施しているところ、既に開示された文書以外にも、委員会内部における立入検査や提出資料、質疑応答等を踏まえた検討に関する文書や記録等が存在するはずであるから、それらを対象文書として追加特定すべきであると主張する。

しかしながら、原処分において、本件開示請求に係る行政機関及び地方公共団体等に係る全ての文書を対象文書として特定した上で、既に開示を行っている。

したがって、委員会において審査請求人が主張する文書は作成及び保有していない。

(5) 東京国税局と大阪国税局に対し、立入検査ではなくヒアリングを実施することとした経過の文書

審査請求人は審査請求書において、令和2年（行情）諮問第91号及び第284号の理由説明書によれば、委員会は各地方公共団体には立入検査を実施した一方で、東京国税局と大阪国税局にはヒアリングを実施するにとどめているが、各地方公共団体よりも東京国税局と大阪国税局の方が、本件無断再委託により漏えいした特定個人情報数が多く、より重大な漏えい事故であるにも関わらず、立入検査ではなくヒアリングにとどめたのは不可解であるから、その経過の文書も対象文書として追加特定すべきであると主張する。

しかしながら、委員会において番号法35条に基づく検査を行う場合、重大な事故であるかどうかによって立入検査とヒアリングを使い分けるような規則等はなく、必要に応じて様々な検査手法を用いている。ヒアリングは立入検査手法のうちのひとつであり、立入検査そのものである。よって、原因究明と再発防止に十分資するものとする。

東京国税局及び大阪国税局に対するヒアリングも同様であり、審査請求人が主張するように、重大な事故の際に行う立入検査をせず軽微な事故の際に行うヒアリングにとどめたという事実はない。

したがって、審査請求人の主張するような文書は作成及び保有していない。

(6) 国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書

審査請求人は審査請求書において、令和2年（行情）諮問第161号

の理由説明書によれば、国税庁には委員会による立入検査が行われておらず、このような対応は極めて不可解であるため、国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書も対象文書として追加特定すべきであると主張する。

本件無断再委託事案については、委員会が国税庁に対し、番号法29条の3及び同法35条に基づく定期検査を実施している最中に国税庁から報告を受けたため、その中で当該事案に係る検査も実施している。委員会が立入検査の終了時に検査先に送付することとなっている検査結果通知についても、本件無断再委託事案に係る検査結果通知が地方公共団体等に発出された令和元年8月30日に、国税庁に対しても同様に発出されている。

したがって、委員会において審査請求人が主張するような文書は作成及び保有していない。

(7) 本件無断再委託につき、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書

審査請求人は審査請求書において、委員会が本件無断再委託については是正勧告、是正命令を出していないのは極めて不可解であり、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書も対象文書として追加特定すべきであると主張する。

番号法34条では、特定個人情報の取扱いに関して法令に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができると規定されている。

国税庁や各地方公共団体は、委員会の検査や報告徴収に応じており、また、再発防止策の策定等を行うなど違反の是正に向けた必要な措置を講ずることを自ら検討しており、委員会として同法に基づく勧告を行う必要性がないことから、勧告の実施についての議論は行っていない。

また、同条2項において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができるとされているが、上記のとおり本件については勧告を行っていないことから、命令に関する議論が行われることはない。

したがって、委員会において審査請求人の主張するような文書は作成及び保有していない。

(8) 当該本人への連絡をするように指導、勧告、命令していない経過についての文書

審査請求人は審査請求書において、各地方公共団体等が開示した資料

によれば、本件無断再委託により特定個人情報漏えいした本人について、個別の連絡はしないこととなっており、委員会としても、「本件事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応すること」という指導以上の指導、勧告、命令等をしていないが、当該本人に対しては当然に連絡等がなされなければならないはずであり、このような不可解な経過についての文書も対象文書として特定すべきであると主張する。

委員会では、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号により、本人への連絡については、「事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。」としており、本人へ連絡することにより、無用の混乱を生じるおそれ等もあることから、必ずしも個別の連絡を求めておらず、事案の内容等に応じて各団体において判断することとしている。

したがって、本件無断再委託事案において、委員会が「本件事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応すること」という指導以上の指導、勧告、命令等をしていないことは不可解ではなく、通常の対応であるため、委員会において審査請求人の主張するような文書は作成及び保有していない。

以上のとおり、原処分において開示した文書以外の文書は、委員会において保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

審査請求人は、原処分において開示した文書の不開示部分の一部について、その取消しを求めていることから、以下、審査請求人が開示を求める不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 原処分1の文書4

ア 標記文書は決裁文書であり、不開示部分は検討に関する情報であるところ、当該情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ 標記文書の不開示部分には、具体的な調査項目等が記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における

着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、報告徴収先において、そもそも公になっていない報告徴収先の候補となった事実が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2) 原処分1の文書5

標記文書の不開示部分には、具体的な調査項目等が記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、報告徴収先において、そもそも公になっていない報告徴収を受けた事実が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、標記文書の不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(3) 原処分1の文書6

標記文書の不開示部分には、具体的な調査項目や報告徴収先における特定個人情報の取扱いに係る取組状況などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、報告徴収先において、そもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、標記文書の不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(4) 原処分1の文書7

ア 標記文書は決裁文書であり、不開示部分は検討に関する情報であるところ、当該情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ また、当該情報が開示された場合、報告徴収先において、そもそも公になっていない報告徴収先の候補となった事実が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

ウ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(5) 原処分1の文書9

ア 標記文書の不開示部分には、報告徴収先における特定法人との委託契約状況等が記載されており、当該情報が公になった場合、記載された委託契約について法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条2号イに該当する。

イ また、当該情報は、委員会からの報告徴収に対する報告徴収先の回答であり、標記文書は委員会における意思形成過程等の文書といえることから、不開示部分を公にすることにより、監督権限の行使について、今後の委員会と報告徴収先との間における率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

ウ さらに、当該情報が開示された場合、報告徴収先において、そもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資

料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

エ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(6) 原処分1の文書10及び文書11

ア 標記文書の不開示部分には、立入検査や漏えい報告などで把握した、特定個人情報を取り扱う上で改善すべき点（特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）が記載されている。

イ 当該情報の開示により、指導を行った法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になり、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条2号イに該当する。

ウ また、当該情報からは委員会の考え方等を推測することができるため、これが開示されることで今後、他の指導先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、指導先において、そもそも公になっていない指導内容が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなど、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

エ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条2号イ、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(7) 原処分1の文書13

標記文書は、作成過程の文書であり、特定個人情報に係る参考資料の内容等に関する委員会事務局職員の意見が記載されているところ、当該情報は検討に関する情報であり、これらの情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、標記文書の不開示部分は法5条5号に該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第320号にお

いても示されている。

(8) 原処分1の文書19

ア 標記文書の不開示部分には、事案の概要や問題の所在、調査の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。

イ 当該情報のうち、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても、関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じるおそれがある。

したがって、当該部分は法5条5号に該当する。

ウ また、当該情報が開示されることで今後、他の報告元が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、報告元において、そもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

エ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第321号においても示されている。

(9) 原処分1の文書20

ア 標記文書の不開示部分には、委員会と検査先等のやり取りが記載されているところ、当該情報は検討に関する情報であり、これらの情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ また、当該部分には、事案の概要や問題の所在、調査の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の検査先が、委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事

実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、検査先において、そもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第321号においても示されている。

(10) 原処分1の文書21ないし文書24

ア 標記文書の不開示部分には、立入検査で把握した問題点（立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）や指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容）のほか、当該立入検査に関する審議内容、各委員の当該問題点に対する考え方等が記載されている。

イ 当該情報のうち、文書22ないし文書24における立入検査先の法人名が開示された場合、そもそも公になっていない立入検査を受けた事実が一般的に公になり、法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条2号イに該当する。

ウ また、当該情報が開示された場合、委員会における審議の手法や観点等が明らかとなり、今後、同種の事案の内容の審議・検討において、各委員の立場や考え方が明らかとなることで、それらが部外での評価・検討の対象にされることとなり、今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難になるなど、委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

エ さらに、当該情報の開示により、立入検査先が非公開としている特定個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている特定個人情報の取扱いに係る取組状況が公にされ、一般的に認識されることとなり、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握

を困難にするおそれや、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

オ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条2号イ、5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第320号においても示されている。

(11) 原処分1の文書25

ア 標記文書の不開示部分には、委員会が立入検査で確認した事項とそれに対する検査先の認識が記載されているところ、当該情報は検討に関する情報であり、これらの情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ また、当該情報を公にすると、今後、委員会から立入検査を受ける可能性のある他の立入検査先において、事前に当該情報の分析等をし、委員会の立入検査における着眼点等を把握することにより、問題点の発覚を不正に免れるため、証拠の隠滅や事実隠蔽等の対策を講じることが可能となるなど、立入検査に係る事務に関し、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

ウ さらに、当該情報の開示により、検査先が非公開としている特定個人情報への取扱いに係る取組状況が公にされ、一般的に認識されることとなり、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされるおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号イに該当する。

エ 以上により、標記文書の不開示部分は、法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(12) 原処分1の文書26及び文書27

ア 法人の名称について

文書26の不開示部分のうち、宛先となった法人名が開示された場

合、当そもそも公になっていない立入検査を受けた事実が一般的に公になり、法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 報告期日について

標記文書の不開示部分のうち、通知により指摘した事項に対する改善状況の報告期日については、当該期日が通常よりも長く取られている場合、個人の権利利益に係る重大な事案が発生しているとの誤解や混乱を国民の間に招くおそれや、当該期日までの間は、立入検査先のセキュリティの脆弱性等の指摘事項が改善されない期間でもあると推察され、当該立入検査先に対し、外部からの攻撃など何らかのセキュリティ・インシデントを生じさせるといった事態も想定され、ひいては、立入検査先においてそのような事態を懸念し、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第320号においても示されている。

ウ 通知書の本文について

- (ア) 文書26は決裁文書であり、不開示部分は検討に関する情報であるところ、当該情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

- (イ) 標記文書の不開示部分には、立入検査で把握した特定個人情報を取り扱う上での問題点（当該立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）のほか、委員会が指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容等）が記載されている。

当該情報が公になると、改善措置が講じられるまでの間、立入検査先のセキュリティの脆弱性等の指摘事項が改善されない期間であると推察され、当該立入検査先に対し、外部からの攻撃など何らかのセキュリティ・インシデントを生じさせるといった事態が想定される。

(ウ) また、当該情報の開示により、立入検査先が非公開としている特定個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている特定個人情報の取扱いに係る取組状況が公にされ、一般的に認識されることとなり、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

エ 以上により、不開示部分は法5条2号イ、5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第320号においても示されている。

(13) 原処分1の文書28

標記文書の不開示部分には、問題の所在、改善に向けた取組の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方を推測することができる。これが開示されることで今後、他の立入検査先が、委員会の立入検査における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、立入検査先において、そもそも公になっていない特定個人情報に関する取扱要領等や、当該取扱要領等に基づき実施されている特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、標記文書の不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、上記と同様の観点は、令和2年度（行情）答申第321号においても示されている。

(14) 原処分2の文書1

標記文書の不開示部分は、上記（9）と同様の理由により、法5条5

号，6号柱書き及びイに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(15) 原処分2の文書2

標記文書の不開示部分は，上記(8)と同様の理由により，法5条5号及び6号柱書きに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(16) 原処分3の文書1

標記文書の不開示部分は，上記(4)と同様の理由により，法5条5号及び6号柱書きに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(17) 原処分3の文書3

標記文書の不開示部分は，上記(5)と同様の理由により，法5条2号イ，5号及び6号柱書きに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(18) 原処分3の文書4

標記文書の不開示部分には，具体的な調査項目が記載されているため，委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後，他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより，証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ，委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは，報告徴収先において，そもそも公になっていない調査項目が一般的に公にされることが認識されることで，今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際に，その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか，あえて報告を行わないなどの措置がなされ，報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ，今後の報告徴収をはじめとした検査活動等に支障を来すおそれがある。

したがって，標記文書の不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(19) 原処分3の文書5

標記文書の不開示部分は，上記(18)と同様の理由により，法5条6号柱書き及びイに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(20) 原処分3の文書6

ア 標記文書の不開示部分のうち，特定の法人に係る記載が開示された場合，当該法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になり，社会的地位を低下させるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって，不開示部分は法5条2号イに該当する。

イ また，標記文書の不開示部分は，上記(3)と同様の理由により，法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により，標記文書の不開示部分は，法5条2号イ，6号柱書き及びイに該当するため，不開示としたことは妥当である。

(2 1) 原処分3の文書7及び文書8

標記文書の不開示部分は、上記(6)と同様の理由により、法5条2号イ、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 2) 原処分3の文書9

標記文書の不開示部分は、上記(4)アと同様の理由により、法5条5号に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 3) 原処分3の文書11ないし文書13

ア 文書11及び文書12はそれぞれ幹部説明資料及び決裁文書であり、不開示部分は検討に関する情報であるところ、当該情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ また、標記文書の不開示部分は、上記(18)と同様の理由により、法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により、不開示部分は法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 4) 原処分3の文書14

標記文書の不開示部分は、上記(20)と同様の理由により、法5条2号イ、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 5) 原処分3の文書16

標記文書の不開示部分は、上記(7)と同様の理由により、法5条5号に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 6) 原処分3の文書22

標記文書の不開示部分は、上記(8)及び(15)と同様の理由により、法5条5号及び6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 7) 原処分3の文書23

当該文書の不開示部分は、上記(9)及び(14)と同様の理由により、法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2 8) 原処分3の文書24

ア 標記文書の一部は決裁文書及び幹部説明資料であり、不開示部分は

検討に関する情報であるところ、当該情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

したがって、不開示部分は法5条5号に該当する。

イ また、標記文書のうち指導文書の不開示部分には、委員会が把握した、特定個人情報を取り扱う上で改善すべき点（特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）が記載されているため、委員会の考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の指導先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、指導先において、そもそも公になっていない指導内容が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により、不開示部分は法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(29) 原処分3の文書25ないし文書28

標記文書の不開示部分は、上記(10)と同様の理由により、法5条2号イ、5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(30) 原処分3の文書29

標記文書の不開示部分は、上記(11)と同様の理由により、法5条5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(31) 原処分3の文書30及び文書31

標記文書の不開示部分は、上記(12)と同様の理由により、法5条2号イ、5号、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

(32) 原処分3の文書32ないし文書48

ア 標記文書のうち、法人による報告文書（文書38及び文書39並びに文書45及び文書46）が開示された場合、当該法人における特

定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になり、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、不開示部分は法5条2号イに該当する。

イ また、標記文書の不開示部分は、上記（13）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びイに該当する。

ウ 以上により、不開示部分は法5条2号イ、6号柱書き及びイに該当するため、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「法5条6号に該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要」があるなどと主張するが、原処分において不開示情報に該当すると判断した部分を開示することについては、上記3で述べた当該部分を開示しないことで保護される利益を上回る、審査請求人の主張するような公益的な利益があるとは認められない。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和3年5月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 同年6月9日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年7月5日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥ | 令和4年9月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年11月4日 | 審議 |
| ⑧ | 同年12月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定並びに原処分1における不開示部分のうち、担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報に係る不開示部分を除くその余の部分、原処分2の「電話メモ」に係る不開

示部分，「特定個人情報の漏えい等報告書」の「意思形成過程に係る事項」及び「適正な遂行に係る事項」の不開示部分並びに原処分3における不開示部分のうち，担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報に係る不開示部分を除くその余の部分の開示を求めているものと解される
ところ，諮問庁は，原処分は妥当であるとしているが，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人が開示を求める上記不
開示部分のうち，別表に掲げる部分については，改めて検討した結果，開示
することとするとの説明があったので，以下，本件対象文書の見分結果を
踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び別表に掲げる部分を除く上記不
開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性
について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は，審査請求書（別紙3の2（3）），意見書1（別紙4
の第2）及び意見書2（別紙5の第2）のとおり主張する。

そこで，文書の特定について，当審査会事務局職員をして，諮問庁に
対し確認させたところ，諮問庁は，上記第3の2に加え，おおむね以下
のとおり補足して説明する。

(2) 諮問庁の説明

ア 文書特定の経緯について

本件開示請求については，いずれの開示請求書についても「1 請
求する行政文書の名称等」欄に記載されている内容の末尾が「～個人
情報保護委員会の対応がわかるもの一切」となっていたところ，「対
応がわかるもの一切」の範囲について，例えば，対応に至るまでの検
討の過程の文書が含まれるかどうか不明確である等，請求内容から
審査請求人が意図している文書を正確に読み取ることが困難であった。

そのため，委員会事務局総務課から，令和2年9月25日付けで審
査請求人に対し補正依頼書を送付し，委員会側が作成した請求内容
の補正案を提示した。

その後，令和2年9月28日付けで送付されてきた審査請求人から
の回答書には，委員会側が作成した補正案について，「提示された
補正内容記載の素案につき，個人情報保護委員会が行った対応と，
その検討過程がわかるもの一切を開示請求するので，開示請求の範
囲を恣意的に狭く解釈する等して，違法な運用をすることのないよ
う留意されたい。」との意見が記載されていたものの，修正案は示
されていなかったことから，当該補正案のとおり補正を行うことと
した。

イ 審査請求人の主張する文書について

(ア) 特定年月日A会合の記録

標記会合は、事案の関係者である地方自治体が集まって情報交換を行ったもので、委員会職員はオブザーバーとして出席したにすぎず、委員会において当会合に係る文書の作成は行っていない。

審査請求人が主張する総務省作成の標記会合記録については、同省からメール送信されてきたものを保有しているが、「委員会が行った対応とその検討過程が分かるもの」という開示請求文言に照らせば、委員会の対応、検討状況について記載のない他省作成の標記会合記録は該当しないと判断し、本件請求文書に該当する文書として特定しなかった。審査請求人から提出された審査請求書の記載に「処分庁においては、当会合に関する文書、記録を「作成」しているはずである」とあることからしても、他省作成の標記会合記録は、本件対象文書には含まれず、原処分の判断は妥当である。

(イ) 事故報告書等の各文書

理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）で述べたとおり、本件無断再委託事案に関して、各地方公共団体等が、番号法及び平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号に基づき委員会に提出した漏えい事案に係る報告書は、既に開示されたものが全てである。また、各地方公共団体等からの報告書の受領に伴い、委員会において文書や記録は作成していない。

(ウ) 再発防止PT等が作成した報告書等の各文書

漏えい事案等が発生した場合、当該事案が発生した地方公共団体や行政機関等が、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号及び平成27年9月28日特定個人情報保護委員会事務局長通知に基づき、再発防止策の検討・実施を含む必要な措置を講ずることとなっている。理由説明書で述べたとおり、委員会において国税庁の再発防止PTと同様の組織・会合の設置や検討資料又は報告書の作成を義務付ける規定はなく、本件無断再委託事案に関しても、審査請求人が主張するような文書は作成、保有していない。

(エ) 立入検査に係る文書、記録

番号法35条1項及び立入検査実施規程（平成28年1月25日個人情報保護委員会事務局長決定）に基づく立入検査に関しては、立入検査実施要領（平成28年8月9日個人情報保護委員会事務局長総務課長決定）に定める事務手順にのっとって実施しているところ、本件開示請求に係る行政機関及び地方公共団体等に係る文書については、既に開示されたものが全てであり、委員会において審査請求人が主張する文書は作成及び保有していない。

(オ) 東京国税局と大阪国税局に対し、立入検査ではなくヒアリングを実施することとした経過の文書

上記（エ）の立入検査実施要領において、「立入検査先での臨場聴取」が、立入検査職員が行う事務手順の1つとされている。本件無断再委託事案に関し、委員会は、立入検査の一環として、特定年月日B、東京国税局において、東京国税局と大阪国税局の両者に対しヒアリングを実施した。審査請求人が主張するような、ヒアリングを行うこととした意思決定過程に係る文書は、作成、保有していない。

（カ）国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書

国税庁における本件無断再委託事案は、委員会が、同庁に対し、番号法29条の3及び35条に基づく定期検査（平成30年10月開始）を実施している最中に、同庁から報告を受けたため、定期検査の中で本件無断再委託事案に係る検査も実施し、令和元年8月30日付け個情第633号により、同庁に対し検査結果を通知した。

したがって、審査請求人が主張する、処分庁が国税庁へ立入検査をしないこととした経緯に関する文書は存在しない。

（キ）本件無断再委託につき、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書

番号法34条1項に基づく勧告及び同条2項に基づく命令を含む監督権限の行使に当たっては、「個人データ及び特定個人情報の漏えい等報告に係る対応並びに監督権限行使の考え方」（平成29年5月30日個人情報保護委員会事務局）にのっとり発動の検討等を行っているところ、勧告の発動の検討については、同考え方において「該当する法令の規定に違反した場合において、漏えい等が発生した機関による自発的な対応が見込めず、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき」とされている。

本件無断再委託に関して、国税庁や各地方公共団体は、委員会の検査や報告徴収に応じるとともに、再発防止策の策定等を行うなど違反の是正に向けた必要な措置を講ずることを自ら検討しており、勧告の発動の検討をすべき場合に当たらなかったことから、委員会において、勧告の実施及び勧告の実施を前提とする命令の実施に係る検討等は行っていない。

（ク）当該本人への連絡をするように指導、勧告、命令していない経過に関する文書

漏えい事案等が発生した場合に影響を受ける可能性のある本人への連絡等については、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号及び平成27年9月28日特定個人情報保護委員会事務局長通知において、「速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知りうる状態に置く」こととされているところ、地方公共団体や行政機関等

が紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合や、高度な暗号化等の秘匿化が施されており紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合など、事案によって事情等が異なり、場合によっては本人等に連絡することによって無用の混乱を生じるおそれ等もあることから、当該事案が発生した地方公共団体や行政機関等の判断で行うこととしている。

このような対応は、本件無断再委託に関して、委員会が、行政機関及び地方公共団体等に対し、本件事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応するよう指導したものと矛盾するものではない。

なお、審査請求人が主張する、上記対応とすることとした意思決定過程に関する文書、記録は、保有していない。

(ケ) 審査請求人が意見書 1 及び意見書 2 において追加特定を主張する文書

委託先と再委託先との間の契約に関する文書については、立入検査に当たり、検査先から提出を受けた資料の中に、審査請求人が主張する文書に該当すると考えられるものは存在する。しかしながら、「委員会が行った対応とその検討過程が分かるもの」という開示請求文言に照らせば、当該文書は、本件対象文書に該当するとは認められない。

また、本件対象文書である「委員会が行った対応とその検討過程が分かるもの」の「対応」とは、本件無断再委託事案について、例えば立入検査や指導など、委員会が行った具体的なアクション、「検討過程」とは、「対応」に係る委員会内部での意見集約過程を指し、審査請求人が主張する想定問答集は当たらないと考える。

ウ 文書の探索について検討

本件審査請求を受け、念のため、本件開示請求を受けた際と同様に、執務室内の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(3) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記(2)掲記の平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号、平成27年9月28日特定個人情報保護委員会事務局長通知等を確認したところ、いずれも諮問庁の説明どおりの内容であり、審査請求人が主張する個別の文書を含め、本件対象文書に該当する文書は外にないとする上記第3の2及び上記(2)の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記（２）ウの探索の範囲等にも特段の問題があるとは認められず、他に本件対象文書以外の文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ 以上のことから、委員会において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」に係る文書（原処分1の文書4ないし文書6及び原処分3の文書4ないし文書6）

ア 決裁文書（原処分1の文書4及び原処分3の文書4）

（ア）標記文書は、委員会委員長が、行政機関等の長に対し、番号法35条1項に基づき報告を求める（報告徴収）通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、本件不開示維持部分は、原処分1の文書4については、予定される当該文書の送付先機関の長の氏名のうち国税庁長官の氏名を除く部分並びに調査目的、調査対象、調査内容、調査票（総括表並びに個票A及び個票B）及び参考資料2の内容全部であり、原処分3の文書4については、報告を求める事項の全部であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（1）及び（18）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、上記（ア）の不開示維持部分には、具体的な調査項目等が記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができることから、これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 報告徴収文書（原処分1の文書5及び原処分3の文書5）

（ア）標記文書は、委員会が、報告徴収の対象機関である行政機関等の長（原処分1の文書5）及び地方公共団体の長（原処分3の文書5）に対して送付した上記アの実施文書であり、本件不開示維持部分は、原処分1の文書5については、報告を求める国及び独立行政法人等の長の氏名のうち国税庁長官の氏名を除く部分並びに調査目的、調査対象、調査内容、調査票及び参考資料2の内容全部であり、

原処分3の文書5については、報告を求める事項の全部であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(2)及び(19)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 報告文書(原処分1の文書6及び原処分3の文書6)

(ア) 標記文書は、上記イの通知を受けた報告徴収の対象機関が、委員会に提出した委託先の監督状況に係る報告文書であり、本件不開示維持部分は、原処分1の文書6については、文書番号及び報告元に係る部分並びに調査結果及び調査票の記載内容全部であり、原処分3の文書6については、調査結果及び関係資料の内容全部であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(3)及び(20)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、具体的な調査項目や報告徴収先における特定個人情報の取扱いに係る取組状況などが記載されているため、これが開示されることで、報告徴収先において、そもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収を始めとした監督活動等に支障を来すおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 「個人番号利用事務の委託契約状況について(平成30年12月)」に係る文書(原処分1の文書7及び文書9並びに原処分3の文書1及び文書3)

ア 決裁文書(原処分1の文書7及び原処分3の文書1)

(ア) 標記文書は、委員会事務局総務課長が、行政機関の特定個人情報保護関係部局担当課(室)長等に対し、特定法人Aに委託している業務の状況について、番号法35条1項に基づき報告を求める(報告徴収)通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、本件不開示維持部分には、予定される当該文書の送付先が具体的に

記載されていることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(4)及び(16)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該情報が開示された場合、報告徴収先において、そもそも公になっていない報告徴収先の候補となった事実が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の報告徴収における資料提出等の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収を始めとした監督活動等に支障を来すおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 報告文書(原処分1の文書9及び原処分3の文書3)

(ア) 標記文書は、上記アの実施文書(原処分1の文書8及び原処分3の文書2)の送付を受けた報告徴収の対象機関が、特定法人Aへの委託業務状況について回答した報告文書であり、本件不開示維持部分は、文書番号及び報告元に係る部分並びに回答及び関係資料の内容全部であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(5)及び(17)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 「特定個人情報の委託に関する取扱いについて(指導)(平成31年1月)」に係る文書(原処分1の文書10及び文書11並びに原処分3の文書7及び文書8)

ア 決裁文書(原処分1の文書10及び原処分3の文書7)

(ア) 標記文書は、委員会委員長から行政機関の長等に対する、番号法33条に基づく指導の通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、本件不開示維持部分には、予定される指導内容が具体的に記載されていることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(6)及び(21)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該不開示維持部分には、立入検査や漏えい報告などで把握した特定個人情報の取扱いに係る問題点についての

委員会の着眼点が具体的に記載されているところ、当該情報からは委員会の考え方等を推測することができるため、これが開示されることで今後、他の指導先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 指導文書（原処分1の文書11及び原処分3の文書8）

（ア）標記文書は、委員会が、指導対象機関に送付した上記アの実施文書であり、本件不開示維持部分には、指導内容が具体的に記載されていることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（6）及び（21）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記ア（ウ）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（4）「個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）」に係る決裁文書（原処分3の文書9）

ア 標記文書は、委員会事務局総務課長が、行政機関等に対し、個人番号利用事務等の委託先の監督状況について確認を求める通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、本件不開示維持部分には、予定される当該文書の送付先が具体的に記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3（22）のとおり説明する。

ウ これを検討するに、標記文書の送付先に関し意思形成過程における当該部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（5）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」に係る文書（原処分3の文書11ないし文書14）

ア 幹部説明資料（原処分3の文書11）

（ア）標記文書は、処分庁が、特定地方公共団体Gに対し、番号法35条1項に基づく報告を求める（報告徴収）通知文書を発出するに当たり、幹部職員への説明資料として作成した通知文書案であり、本件不開示維持部分は、報告を求める事項及び理由に関する記載の全部であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（23）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記（1）ア（ウ）と同様の理由により法5条6号イに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 決裁文書（原処分3の文書12）

（ア）標記文書は、処分庁から特定地方公共団体Gに対する、報告徴収の通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、本件不開示維持部分は、報告を求める事項及び理由に関する記載の全部並びに予定される報告期限の日付（報告期日）であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（23）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記（1）ア（ウ）と同様の理由により法5条6号イに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 報告徴収文書（原処分3の文書13）

（ア）標記文書は、処分庁が、特定地方公共団体Gに対し発出した上記イの実施文書であり、本件不開示維持部分は、報告を求める事項及び理由に関する記載の全部並びに報告期日であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（23）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記（1）ア（ウ）と同様の理由により法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 報告文書（原処分3の文書14）

（ア）標記文書は、特定地方公共団体Gが、処分庁に提出した特定個人情報取扱いの委託に関する報告文書であり、本件不開示維持部分は、調査結果及び関係資料の内容全部であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（24）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記（1）ウ（ウ）

と同様の理由により法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」に係る検討資料及びウェブサイト（HP）掲載決裁文書（原処分1の文書13及び文書17並びに原処分3の文書16及び文書20）

ア 検討資料（原処分1の文書13及び原処分3の文書16）

(ア) 標記文書は、委員会事務局監視・監督室が、国及び地方公共団体の特定個人情報保護関係部局等に対し、特定個人情報に係る参考資料を送付する旨の事務連絡の案文であり、本件不開示維持部分には、委員会事務局職員が当該文書の作成過程で付した意見が具体的に記載されていることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3(7)及び(25)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該情報は作成過程の文書に記載された委員会内部の検討に関する情報であり、これらの情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ ウェブサイト（HP）掲載決裁文書（原処分1の文書17及び原処分3の文書20）

(ア) 標記文書は、上記ア(ア)の参考資料を委員会ウェブサイトに掲載するための、ウェブサイト更新手続に係る決裁文書の鑑、掲載予定文書及び当該手続に係る文書であり、本件不開示維持部分は、「ウェブサイト更新依頼シート」に記載された更新時におけるセキュリティ上の留意事項の全部であることが認められる。

(イ) 上記(ア)の不開示部分を維持する理由について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該部分は、委員会ウェブサイト及びウェブサイトに掲載する文書のセキュリティ確保に関する具体的な情報であり、これらを公にすると、掲載情報がいたずらや偽計等に使用され、また業務妨害の発信等が行われ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) これを検討するに、当該不開示維持部分は、委員会の情報セキュ

リティに関する情報であり、これが公になった場合、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 番号法に基づく指導の公表に係るウェブサイト（HP）掲載決裁文書（原処分1の文書18及び原処分3の文書21）

標記文書は、本件無断再委託事案について委員会が実施した指導に関する報道発表資料を、委員会ウェブサイトに掲載するためのウェブサイト更新手続に係る決裁文書の鑑、掲載予定文書及びウェブサイトの更新手続に係る文書であり、本件不開示維持部分は、上記（6）イ（ア）に記載の文書と同様式の「ウェブサイト更新依頼シート」に記載された、更新時におけるセキュリティ上の留意事項であることが認められる。

したがって、当該不開示維持部分は、上記（6）イ（ウ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 特定個人情報の漏えい等報告書（原処分1の文書19、原処分2の文書2及び原処分3の文書22）

ア 標記文書は、行政機関等が、本件無断再委託事案について委員会に提出した報告文書であり、本件不開示維持部分は、事態の概要に関する具体的な記載を含む報告内容の一部、原処分2の文書2については、それらに加えて報告元に係る情報であることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3（8）、（15）及び（26）のとおり説明する。

ウ これを検討するに、当該不開示維持部分は、事案の概要や問題の所在、調査の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、当該情報が開示されることで、報告元においてそもそも公になっていない特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 電話メモ、メール記録等（原処分1の文書20、原処分2の文書1及

び原処分3の文書23)

ア 標記文書は、委員会と検査先等との電話でのやり取りが記録されたメモ及び相互間のメールの写しであって、本件不開示維持部分には、本件無断再委託事案に関して、委員会事務局職員と相手先担当者が交わしたやり取りの内容の一部、原処分2の文書2については、それらに加えて相手先に係る情報が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3(9)、(14)及び(27)のとおり説明する。

ウ これを検討するに、当該不開示維持部分は、事案の概要や問題の所在、調査の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができ、これが開示されることで今後、他の検査先が、委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 特定法人Bへの対応とその検討過程に係る文書(原処分3の文書24)

ア 標記文書は、委員会が行った特定法人Bへの対応とその検討過程に係る文書として、同法人に対する番号法35条1項に基づく報告の求め(報告徴収)及び番号法33条に基づく指導に係る文書によって構成されている。

イ 決裁文書及び幹部説明資料について

(ア) 標記文書は、特定法人Bに対する報告徴収に係る決裁文書の鑑(個情第413号、同第498号及び同第502号)、通知文書案、報告徴収の実施に当たり幹部説明を行った際の資料並びに指導の通知文書発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案であり、このうち本件不開示維持部分は、決裁文書の鑑(個情第498号)における「伺い文」欄の一部、同鑑(個情第502号)の「件名」及び「伺い文」欄全部、幹部説明資料の件名の一部及び内容全部並びに指導の通知文書案における指導内容に関する記載全部であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、上記(ア)の不開示維持部分について、上記第3の3(28)のとおり説明する。

(ウ) これを検討するに、当該情報が公になり、意思形成過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過

度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、標記文書のうち、上記（ア）の不開示維持部分については、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 実施文書について

（ア）標記文書は、上記イ（ア）で決裁された各実施文書（個情第413号及び同第498号）、並びに指導の実施文書であり、このうち本件不開示維持部分は、個情第498号の実施文書右上に記された委員会事務局職員によるメモ書き部分及び指導の実施文書における指導内容に関する記載全部であることが認められる。

（イ）諮問庁は、上記（ア）の不開示維持部分について、上記第3の3（28）のとおり説明する。

（ウ）これを検討するに、委員会事務局職員によるメモ書き部分については、特定法人Bに対する報告徴収の実施に当たり、委員会内部で検討され、上記アのとおり決裁された内容を、委員会事務局職員が覚書として記したものであると認められることから、上記（1）ア（ウ）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、当該部分を不開示としたことは妥当である。

また、指導内容に関する記載については、上記（3）ア（ウ）と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、当該部分を不開示としたことは妥当である。

（11）委員会関係資料（原処分1の文書21ないし文書24及び原処分3の文書25ないし文書28）

ア 標記文書は、委員会議事録並びに報告徴収、指導、立入検査等委員会の権限発動に関する審議資料などによって構成される複数回分の委員会関係資料一式であり、本件不開示維持部分には、権限発動の対象に係る情報、立入検査の背景及び実施状況、立入検査で確認した事実及び把握した問題点、検査先において改善すべき事項等に係る委員会事務局の説明内容並びに当該説明に対する委員の発言が、具体的に記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3（10）及び（29）のとおり説明する。

ウ これを検討するに、当該情報が開示された場合、委員会における審議の手法や観点等が明らかとなり、各委員の立場や考え方が明らかとなることで、それらが部外での評価・検討の対象にされることとなり、

今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難になるなど、委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条5号に該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 検査確認書（原処分1の文書25及び原処分3の文書29）

ア 標記文書は、委員会が、検査で把握した事実について検査先に確認するための「確認書No1」及び「確認書No2」によって構成される文書であり、本件不開示維持部分は、委員会が確認した事実等及び当該事実に係る各検査先の認識に関する記載内容の全部並びに当該確認書に係る連絡事項であることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3（11）及び（30）のとおり説明する。

ウ これを検討するに、当該不開示維持部分は、当該情報を公にすると、今後、委員会から立入検査を受ける可能性のある他の立入検査先において、事前に当該情報の分析等をし、委員会の立入検査における着眼点等を把握することにより、問題点の発覚を不正に免れるため、証拠の隠滅や事実隠蔽等の対策を講ずることが可能となるなど、立入検査に係る事務に関し、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(13) 「検査結果の通知について」に係る文書（原処分1の文書26及び文書27並びに原処分3の文書30及び文書31）

ア 決裁文書（原処分1の文書26及び原処分3の文書30）

（ア）標記文書は、委員会委員長から立入検査を実施した行政機関の長等に対する、検査結果の通知文書の発出に係る決裁文書の鑑及び確認通知書案であり、本件不開示維持部分は、決裁文書の鑑に記載された予定される委員会委員長への報告期限の日付（報告期日）並びに確認通知書案の送付先の一部及び確認通知書に添付される「検査結果通知書」の内容全部であることが認められる。

（イ）報告期日について

諮問庁は、上記（ア）の報告期日を不開示とした理由について、

上記第3の3（12）イ及び（31）のとおり説明する。

これを検討するに、上記第3の3（12）イ及び（31）の諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、上記（ア）の報告期日に係る情報を公にすると、今後の検査活動に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）確認通知書案の内容について

掲記の不開示部分には、立入検査を受けた法人名及び立入検査先における特定個人情報の取扱い状況等に係る具体的な記載を含め、委員会が立入検査で把握した改善すべき事項が、委員会の見解とともに記載されていることが認められるところ、諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3（12）ア及びウ並びに（31）のとおり説明する。

これを検討するに、当該情報の開示により、立入検査先が非公開としている特定個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている特定個人情報の取扱いに係る取組状況が公にされ、一般的に認識されることとなり、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 通知文書（原処分1の文書27並びに原処分3の文書31）

（ア）標記文書は、委員会が、立入検査先の行政機関の長等に送付した上記アの実施文書であり、本件不開示維持部分は、報告期日及び添付の「検査結果通知書」の内容全部であることが認められる。

（イ）報告期日について

諮問庁は、上記（ア）の報告期日を不開示とした理由について、上記第3の3（12）イ及び（31）のとおり説明する。

これを検討するに、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）検査結果通知書の内容について

諮問庁は、掲記の不開示維持部分について、上記第3の3（12）ウ及び（31）のとおり説明する。

これを検討するに、当該部分は、上記ア（ウ）と同様の理由により法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（14）「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告に係る文書（原処分1の文書28及び原処分3の文書32ないし文書48）

ア 標記文書は、上記（12）イの通知を受けた行政機関の長等が、委員会から指摘を受けた改善すべき事項に関する改善状況について、委員会委員長に提出した報告文書であり、本件不開示維持部分は、委員会の指摘事項及び当該事項に関する改善状況に関する具体的報告及び関係資料の内容の全部又は一部であることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示維持部分について、上記第3の3（13）及び（32）のとおり説明する。

ウ これを検討するに、問題の所在、改善に向けた取組の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、これが開示されることで、他の立入検査先において、委員会の立入検査における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容にとどめられるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動等に支障を来すおそれがある旨の諮問庁の説明は、当該不開示維持部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、委員会において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条5号並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条2号

イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1（本件請求文書）

- 1 大阪国税局，東京国税局，国税庁において，番号法に基づく事務に関し，再委託の禁止に反して再委託が行われた事案について，委員会が行った対応と，その検討過程がわかるもの

- 2 委員会の令和元年度年次報告 49 頁（別紙 2）の「件数等」欄のうち，「①～⑮個人番号利用事務を受託していた事業者において，委託元である行政機関及び地方公共団体に許諾なく再委託が行われた事案」に対する委員会の行った対応とその検討過程がわかるもの（ただし本件と同日に処分庁に対して行った行政文書開示請求の対象となる文書は除く。）

- 3 特定地方公共団体 D，特定地方公共団体 E，特定地方公共団体 F，特定地方公共団体 A，特定地方公共団体 B，特定地方公共団体 C，特定地方公共団体 L，特定地方公共団体 H，特定地方公共団体 K，特定地方公共団体 I，特定地方公共団体 M，特定地方公共団体 J，特定地方公共団体 G の各地方自治体において，番号法に基づく事務に関し，再委託の禁止に反して再委託が行われた事案について，委員会が行った対応とその検討過程が分かるもの

別紙 2 (本件対象文書)

1 原処分 1 に係る文書

- 文書 1 個人番号利用事務等の委託に関する適切な取扱いについて (平成 30 年 1 1 月) (幹部説明資料)
- 文書 2 個人番号利用事務等の委託に関する適切な取扱いについて (平成 30 年 1 1 月) (決裁文書)
- 文書 3 個人番号利用事務等の委託に関する適切な取扱いについて (平成 30 年 1 1 月) (通知文書)
- 文書 4 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて (平成 30 年 1 2 月) (決裁文書)
- 文書 5 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて (平成 30 年 1 2 月) (報告徴収文書)
- 文書 6 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて (平成 30 年 1 2 月) (報告文書)
- 文書 7 個人番号利用事務の委託契約状況について (平成 30 年 1 2 月) (決裁文書)
- 文書 8 個人番号利用事務の委託契約状況について (平成 30 年 1 2 月) (報告徴収文書)
- 文書 9 個人番号利用事務の委託契約状況について (平成 30 年 1 2 月) (報告文書)
- 文書 10 特定個人情報の委託に関する取扱いについて (指導) (平成 31 年 1 月) (決裁文書)
- 文書 11 特定個人情報の委託に関する取扱いについて (指導) (平成 31 年 1 月) (指導文書)
- 文書 12 特定個人情報の取扱いの委託における注意喚起 (平成 31 年 2 月)
- 文書 13 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 31 年 3 月) (検討資料)
- 文書 14 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 31 年 3 月) (幹部説明資料)
- 文書 15 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 31 年 3 月) (決裁文書)
- 文書 16 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 31 年 3 月) (送付文書)
- 文書 17 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 31 年 3 月) (HP 掲載決裁文書)
- 文書 18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく指導について（HP掲載決裁文書）

- 文書19 特定個人情報の漏えい等報告書
 - 文書20 電話メモ，メール記録等
 - 文書21 委員会関係資料（第80回）
 - 文書22 委員会関係資料（第81回）
 - 文書23 委員会関係資料（第84回）
 - 文書24 委員会関係資料（第117回）
 - 文書25 検査確認書
 - 文書26 検査結果の通知について（決裁文書）
 - 文書27 検査結果の通知について（通知文書）
 - 文書28 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について
- 2 原処分2に係る文書
- 文書1 電話メモ
 - 文書2 特定個人情報の漏えい等報告書
- 3 原処分3に係る文書
- 文書1 個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）
（決裁文書）
 - 文書2 個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）
（報告徴収文書）
 - 文書3 個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）
（報告文書）
 - 文書4 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）
（決裁文書）
 - 文書5 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）
（報告徴収文書）
 - 文書6 特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）
（報告文書）
 - 文書7 特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）
（決裁文書）
 - 文書8 特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）
（指導文書）
 - 文書9 個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）
（決裁文書）
 - 文書10 個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）
（通知文書）
 - 文書11 特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平

- 成 3 1 年 2 月) (幹部説明資料)
- 文書 1 2 特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて (平成 3 1 年 2 月) (決裁文書)
- 文書 1 3 特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて (平成 3 1 年 2 月) (報告徴収文書)
- 文書 1 4 特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて (平成 3 1 年 2 月) (報告文書)
- 文書 1 5 特定個人情報の取扱いの委託における注意喚起 (平成 3 1 年 2 月)
- 文書 1 6 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 3 1 年 3 月) (検討資料)
- 文書 1 7 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 3 1 年 3 月) (幹部説明資料)
- 文書 1 8 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 3 1 年 3 月) (決裁文書)
- 文書 1 9 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 3 1 年 3 月) (送付文書)
- 文書 2 0 特定個人情報に係る参考資料の送付について (平成 3 1 年 3 月) (HP 掲載決裁文書)
- 文章 2 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく指導について (HP 掲載決裁文書)
- 文書 2 2 特定個人情報の漏えい等報告書
- 文書 2 3 電話メモ, メール記録等
- 文書 2 4 特定法人 B への対応とその検討過程
- 文書 2 5 委員会関係資料 (第 8 4 回)
- 文書 2 6 委員会関係資料 (第 9 0 回)
- 文書 2 7 委員会関係資料 (第 1 1 1 回)
- 文書 2 8 委員会関係資料 (第 1 1 7 回)
- 文書 2 9 検査確認書
- 文書 3 0 検査結果の通知について (決裁文書)
- 文書 3 1 検査結果の通知について (通知文書)
- 文書 3 2 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について (特定地方公共団体 F)
- 文書 3 3 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について (特定地方公共団体 B)
- 文書 3 4 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について (特定地方公共団体 C)
- 文書 3 5 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について

- て（特定地方公共団体A）
- 文書36 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体D）
- 文書37 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体E）
- 文書38 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定法人C）
- 文書39 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定法人A）
- 文書40 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体H）
- 文書41 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体I）
- 文書42 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体J）
- 文書43 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体K）
- 文書44 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体L）
- 文書45 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定法人D）
- 文書46 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定法人E）
- 文書47 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体M）
- 文書48 「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について（特定地方公共団体G）

別紙3 審査請求書（資料は省略する。）

1 開示請求の経過

審査請求人は、去る2018年12月頃に発覚した特定個人情報にかかる再委託禁止違反事案の経過を知るために、2019年3月以降、処分庁のほか13地方公共団体、東京国税局、大阪国税局、国税庁に対し、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」について情報公開条例、法に基づき情報開示請求をした。これに対して、請求した各地方自治体、行政機関から公開決定、一部公開決定を受け、それぞれ公開が実施された。

その後、審査請求人は、2020年3月以降においても同様に、処分庁のほか13の地方自治体、東京国税局、大阪国税局、国税庁に対し、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」について情報公開条例、法に基づき情報開示請求をして、それぞれ開示が実施されているところである。

2 原処分の内容

(1) 対象文書の特定

処分庁については、同年9月16日に行政文書開示請求書を送付し、開示延長決定のうえ、同年11月20日付通知1ないし通知3を同年12月4日に受領した。

通知1ないし通知3で特定された文書は次のものである。

通知1ないし通知3の（別紙）記載のとおり

(2) 開示しない部分及び理由

通知1ないし通知3の（別紙）「不開示部分」，「不開示とした理由」欄記載のとおり

(3) 原処分の違法性1（文書の特定）

ア 文書特定のあり方

情報開示請求に対して、適切に対象文書が特定されなければ開示不開示の判断以前に開示は実現しない。

実際には、国や地方公共団体において、適切に対象文書の特定がされていないとして、情報公開審査会が答申において追加特定を求めることがしばしば生じている。

問題となるのは、開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、求めている文書を請求対象文書から外してしまい、不存在とする運用である。全部不存在としないまでも、開示の対象とすべき複数の文書のうちの一部の文書、あるいは、ある文書の一部だけを請求対象と特定して、そこだけを開示することも違法な運用とされている。

国の情報公開・個人情報保護審査会（当初内閣府、現在総務省所管、

以下、第2において「内閣府審査会」等という。)の答申では、「複数の文書のうちの一部の文書のみ特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成26年度行情第202号「平成22年度外国為替資金特別会計財務書類の貸借対照表における資産・負債差額の部が債務超過となっている経緯等が分かる文書の開示決定に関する件(文書の特定)」がある。この答申では、いくつかの文書を追加特定したうえ、付言で「財務省は、本件開示請求に対し、その請求内容に見合う文書が複数ある場合には、そのいずれかを開示さえすればよいとする考え方に基づいて対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、法1条に定められている行政文書開示制度の趣旨に整合しないほか、法3条が開示請求の対象を「行政機関の保有する行政文書」と規定し、特段の限定を加えていないことに照らしても、不適切といわざるを得ない。開示請求において求められている情報が複数の文書に記載され、かつ、その記載内容が重複していたとしても、開示請求内容に合致する行政文書は全て特定し、開示決定等をすべきである。」としている。

「ある文書の一部だけを特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成25年度行情第83号「特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる文書の一部開示決定に関する件(文書の特定)」がある。

これは一つの文書の一部のみを対象として特定したというもので、答申では次のように判断して追加特定を求めた。

「開示請求の対象文書に該当する行政文書の特定に当たっては、原則として、一つの行政文書を単位として判断するのであるから、当該行政文書の一部のみを請求の対象とすることが明確に示されていない限り、当該行政文書全体を対象文書として特定すべきであるところ、本件については、異議申立人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の明確な主張はなされていないのであるから、①文書に別紙並びに別添1及び別添2を含めたもの、②文書2を含む特定会社が提出した提案書そのものをそれぞれ一つの行政文書として特定すべきである。」「本件請求文書は、特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる行政文書であるから、特定会社が本件入札の落札者として決定されるまでの一連の文書が本件請求文書に該当すると解すべきであって、諮問庁が上記で説明する本件入札関係文書は、本件請求文書に該当すると認められる。」

このケースでは、一連の文書の中の一部の文書のみ、また、ひとつの文書の一部のみを特定したことを問題としている。

判例でも、開示請求者が文書の一部のみの開示を求めているなどの特別な事情がある場合を除き、対象文書の全体について開示決定をすべき

であるとしている（最判平成17年6月14日判時1905号60頁）。

文書の特定について、国の審査会は同様の判断を繰り返し示している（特定著者「特定書籍」（特定出版社，特定年）第○章○頁及び○頁参照）。情報公開条例の運用についても同様に解すべきである。本件においても，処分庁が保有し，本件開示請求の対象にされるべき文書が，開示請求の意図を限定的に解釈したり，同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

次に他の地方公共団体，国税局，国税庁における開示状況から存在すると思われる文書を指摘する。

イ 他の地方公共団体，国税庁との比較

(ア) 審査請求人は，大阪国税局，東京国税局，国税庁，13の地方公共団体に対して，同じ文言で情報開示請求をしており，個別に請求範囲について説明等はしていない。

しかし，文書の特定の仕方は各国税局，国税庁，地方公共団体ごとに少なからず違いがあった。そして，東京国税局，大阪国税局，他の地方公共団体において開示された文書と比較して，処分庁においては，他にも特定すべき文書があると考えられる。

(イ) 特定年月日Aの会合の記録について

特定地方公共団体Aが開示した「S社対応記録ーデータ入力業務再委託に関する対応ー」（資料1）によれば，特定年月日Aに，国税庁，特定地方公共団体B，特定地方公共団体C，特定地方公共団体A，特定地方公共団体D，特定地方公共団体E，特定地方公共団体Fにて，総務省の音頭のもと情報共有をした，委員会も出席，と記載されている。

そのため，処分庁においては，同会合に関する文書，記録を作成しているはずであるから，その文書，記録を対象文書として追加特定すべきである。

なお，特定地方公共団体Eは，同会合の記録について，一度，文書不存在であるとして非公開決定をしておきながら，その後，非公開決定を取消し，同会合の記録が存在するとして部分公開決定をした（資料2）。処分庁においては，実際に存在する文書を不存在として不開示決定をすることのないよう留意されたい。

(ウ) 事故報告書等の各文書

特定地方公共団体Bは，「インシデント報告書（情報漏えい）」，「情報セキュリティ事故発生報告書」という文書を開示している（資料3）。

本件は，番号法10条1項に違反して，個人番号利用事務等を違法

再委託した（以下「違法再委託」という。）ことにより，特定個人情報大量漏えいした事案であり，番号法29条の4の「重大な事態」にも該当する特定個人情報の大量漏えい事故である。

そのため，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁には（資料4），各地方自治体，東京国税局，大阪国税局，国税庁等から提出された事故報告書，もしくは処分庁が作成した事故報告書等の文書，記録が存在すると考えられるので，その文書，記録を対象文書として追加特定すべきである。

なお，上記のように，特定地方公共団体Eは，実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら，その後，非公開決定を取消し，文書，記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので，処分庁においても，安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

（エ）再発防止PT等が作成した報告書等の各文書

国税庁は，再発防止PT議事次第という文書を開示し，「源泉徴収票等の入力業務における見直しの方向性と具体的な取組（最終報告）」等の資料も開示している（資料5）。

特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁においても，同様の組織による検討資料，報告書等の文書が存在するはずであるから，それらを対象文書として特定すべきである。

なお，上記のように，特定地方公共団体Eは，実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら，その後，非公開決定を取消し，文書，記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので，処分庁においても，安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

（オ）立入検査に係る文書，記録

処分庁は，違法再委託が発生した各地方公共団体に立入検査を実施し，東京国税局，大阪国税局においてはヒアリングを実施している。

その際，処分庁は，各資料の提出，質疑応答等を行い，検査結果通知書，追加確認事項を送付している。

そして，これらに対する改善状況報告，回答も存在するが，それら以外に，処分庁内部において立入検査，提出資料，質疑応答等を踏まえた検討がなされ，それに関する文書，記録等も存在するはずである。

そのため，処分庁においては，既に開示したもの以外の立入検査に係る文書，記録を対象文書として追加特定すべきである。

なお，上記のように，特定地方公共団体Eは，実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら，その後，非

公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので、処分庁においても、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

(カ) 東京国税局と大阪国税局に対し、立入検査ではなく、ヒアリングを実施することとした経過の文書

処分庁は、違法再委託に関して、各地方公共団体には立入検査を実施したにもかかわらず、令和2年（行情）諮問第91号、284号の理由説明書（資料6）によれば、処分庁は、東京国税局と大阪国税局に対し、違法再委託について立入検査ではなく、ヒアリングを実施するにとどめている。

各地方公共団体における違法再委託よりも、東京国税局と大阪国税局における違法再委託の方が、それにより漏えいした特定個人情報数は多く、より重大な特定個人情報の大量漏えい事故であるにもかかわらず、立入検査ではなく、ヒアリングにとどめたのは不可解であり、その経過の文書も対象文書として追加特定すべきである。

なお、上記のように、特定地方公共団体Eは、実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので、処分庁においても、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

(キ) 国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書

処分庁は、違法再委託に関して、各地方公共団体には立入検査を実施し、東京国税局と大阪国税局には、ヒアリングを実施した一方、令和2年（行情）諮問第161号の理由説明書（資料7）によれば、国税庁には処分庁による立入検査が行われていない。

このような対応は極めて不可解であり、国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書も対象文書として追加特定すべきである。

なお、上記のように、特定地方公共団体Eは、実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので、処分庁においても、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

(ク) 違法再委託につき、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書

処分庁は、違法再委託につき、各地方公共団体、東京国税局、大阪国税局、国税庁に対し、立入検査、ヒアリング等を実施して、検査結果通知書や追加確認事項等の問い合わせを送付し、改善状況報告

や追加確認事項等の回答を求めたものの、それ以上に違法再委託については是正勧告、是正命令は出されていない。

違法再委託により、特定個人情報の大量漏えいが発生し、関係者にプライバシーに脅威がもたらされながら、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督するはずの処分庁が最大限に権限行使することなく、是正勧告、是正命令を出していないのは極めて不可解であり（機能不全に陥っていることが強く疑われる。）、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書も対象文書として追加特定すべきである。

なお、本件とは事案の内容を異にするが、官報に掲載された破産者の個人情報をウェブサイトに掲載する等した事案において、処分庁は停止命令を出したことがありながら（資料8）、違法再委託については是正勧告、是正命令が出されていないことも付言する。

そして、繰り返しになるが、上記のように、特定地方公共団体Eは、実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので、処分庁においても、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

(ケ) 当該本人への連絡をするように指導、勧告、命令していない経過についての文書

各地方公共団体、東京国税局、大阪国税局、国税庁が開示した資料によれば、違法再委託により特定個人情報が漏えいした本人については、個別の連絡はしないこととなっている。

その対応自体、処分庁が「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）」（資料9）において「本件事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応すること」という指導をしたことからすれば極めて不当であるが、処分庁としても、その指導以上に当該本人へ連絡するよう指導、勧告、命令等はしていない。

これについては、プライバシー権が侵害された当該本人に対しては、当然、連絡等がなされなければならないはずであり、このような不可解な経過についての文書も対象文書として特定すべきである。

なお、上記のように、特定地方公共団体Eは、実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があるので、処分庁においても、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

ウ 文書特定についてのまとめ

審査請求人としては、これらの文書も請求対象から除外する意図はなかったものであり、処分庁においてこれらの文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。

処分庁においては必ずしも開示範囲を狭める意図ではなく、開示を求めていると解した結果対象外としたことも考えられるので、その場合は審査会に諮問する以前に、処分庁において速やかに追加特定すべきである。処分庁が追加特定をしないのであれば、審査会においてこれらの文書の存否及び対象として特定すべきかについて慎重に検討すべきである。

特に、後述のように、処分庁は、各地方公共団体、国税局、国税庁が開示している資料についても不開示としており、不開示部分が極めて多く、事実関係の隠蔽が強く疑われるので、各文書、記録の存否を十分に調査し、安易に文書、記録が不存在であるとして不開示決定をすることのないようにしなければならない。

さらに、何度も繰り返して強調するが、特定地方公共団体Eにおいて、実際には存在する文書を不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、文書、記録が存在するとして部分公開決定をした事例があることから、処分庁においては、各文書、記録の存否を十分に調査すべきであり、安易に文書不存在として不開示決定をすることのないよう留意すべきである。

(4) 原処分の違法性 2 (不開示部分)

ア 開示を求める部分

(ア) 通知 1 (別紙) の不開示部分のうち、担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報にかかる不開示部分を除くその余の不開示部分をいずれも取消し、開示することを求める。

(イ) 通知 2 (別紙) の「電話メモ」にかかる不開示処分、「特定個人情報の漏えい等報告書」の「意思形成過程に係る事項」、「適正な遂行に係る事項」の不開示処分(以下「通知 2 の各不開示部分」という。)を取消し、開示することを求める。

(ウ) 通知 3 (別紙) の不開示部分のうち、担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報にかかる不開示部分を除くその余の不開示部分をいずれも取消し、開示することを求める。

イ 通知 1 (別紙) の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて(平成 30 年 1 2 月)」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は法 5 条 5 号、6 号柱書、6 号イに該当しない

(ア) 処分庁は、通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項、検査に係る事項の不開示の理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) 法5条5号は、適正な意思決定手続を確保する趣旨と考えられる。

そして、「不当に」とは、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味し、「おそれ」については、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要する（資料10、大阪地判平成26年12月11日等）。

また、法5条6号は、当該事務または事業が、根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量したうえで適正な遂行といえるものであることを求める趣旨である（資料10）。

そして、法5条6号に該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である（資料10）。

本件では、当該文書は、違法再委託が判明した地方公共団体、行政機関に対し、委託先の監督状況の報告を求めた文書と考えられるところ、その内容は、委託元が番号法11条により要求される監督義務を適切に履行しているかを確認するために極めて重要な情報であり、開示する公益的な利益が大きい。

一方、上記事項を不開示とすると、委託元が番号法11条の監督義務を適切に履行しているか国民が確認できないこととなり、事実関係の隠蔽が疑われ、行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、処分庁は、法5条5号、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのであ

る。

したがって、通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない。

ウ 通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告徴収文書」の適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条6号柱書、6号イに該当しない

（ア）処分庁は、通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告徴収文書」の検査に係る事項の不開示の理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては、上記イ（イ）と同様に、通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告徴収文書」の検査に係る事項は、法5条6号イに該当しない。

エ 通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告文書」の適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条6号柱書、6号イに該当しない

（ア）処分庁は、通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告文書」の適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示の理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては、当該文書は、違法再委託が判明した地方公共団体、行政機関に対する委託先の監督状況を報告する文書と考えられるところ、各委託元がどのように委託先を監督していたかは、番号法11条の監督義務の履行が適切になされていたかを国民が確認するために、極めて重要な情報であり、開示する公益的な利益が大きい。

一方、上記事項を不開示とすると、委託元が番号法11条の監督義務を適切に履行しているか国民が確認できないこととなり、事実関係の隠蔽が疑われ、行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、処分庁は、法5条6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定

地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成30年12月）」「報告徴収文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条6号柱書，6号イに該当しない。

オ 通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない

(ア) 処分庁は，通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項の不開示の理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，個人番号利用事務等についてどのような委託契約がなされていたか，委託契約中の再委託に関する取り決め等は，違法再委託の全容を解明し，原因分析，再発防止のために重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，かかる事項を不開示とすると，事実関係の隠蔽が疑われ，行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，処分庁は，法5条5号，6号柱書の「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない。

カ 通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，意思形成過程

等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条2号イ，5号，6号柱書に該当しない

(ア) 処分庁は，通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）報告文書」の法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項の不開示の理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，当該文書，事項は，個人番号利用事務の委託契約状況について，各委託元から報告，回答がなされた部分であると考えられるところ，どのような委託契約がなされていたか，委託契約中の再委託に関する取り決め等は，違法再委託の全容を解明し，原因分析，再発防止のために重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，かかる事項を不開示とすると，事実関係の隠蔽が疑われ，行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは，法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから，法令違反の有無を確認することにもつながり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が，指導，勧告，命令等の権限行使をして是正すべきものであり，不開示の理由とはならない。

そして，処分庁は，法5条5号，6号柱書の「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知1（別紙）の「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5

条2号イ，5号，6号柱書に該当しない。

キ 通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「決裁文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない

（ア）処分庁は，通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「決裁文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては，当該文書は，違法再委託について，委員会が指導した内容が記載されているところ，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する委員会がどのような指導をしたのかは，特定個人情報の適正な取扱いの担保のために極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

一方，このような情報を不開示とすると，国民にとっては，どのようにして特定個人情報の適正な取扱いが監視・監督されているのか明らかとならず，番号制度の安全管理措置の要としての機能を果たせないこととなるから，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは，法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから，法令違反の有無を確認することにもつながり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が，指導，勧告，命令等の権限行使をして是正すべきものであり，不開示の理由とはならない。

そして，処分庁は，法5条6号柱書，6号イの「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「決裁文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条

2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

ク 通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「指導文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない

これについては，上記キ（イ）と同様に，通知1（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「指導文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

ケ 通知1（別紙）の「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」「検討資料」の意思形成過程等に係る事項は，法5条5号に該当しない

（ア）処分庁は，通知1（別紙）の「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」「検討資料」の意思形成過程等に係る事項の不開示の理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては，違法再委託が判明する中，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する委員会において，どのようにして問題の検討がなされているかは，特定個人情報の適正な取扱いを担保するうえで極めて重要であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，かかる情報を不開示とすると，国民にとっては，委員会がどのようにして特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しているのか明らかとならず，国民の信用を失墜させる結果となる。

また，処分庁は，法5条5号の「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

したがって，通知1（別紙）の「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」「検討資料」の意思形成過程等に係る事項は，法5条5号に該当しない。

コ 通知1（別紙）「特定個人情報の漏えい等報告書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない

（ア）処分庁は，通知1（別紙）「特定個人情報の漏えい等報告書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項の不開示の理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては，当該文書には，事態の概要，漏えいした情報の内容，漏えい等した特定個人情報の本人の数，公表の予定，本人への連絡等の状況，再発防止策等が記載されているところ，これらの情

報は、違法再委託の全容解明，原因分析，再発防止に直結する極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

一方，これらの情報を不開示とすることは，まさに事実関係の隠蔽にほかならず，国民の信頼を失墜させることとなるから，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，処分庁は，法5条5号，6号柱書の「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

そして，処分庁は「報告元から非公表を前提に提供された情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

さらに，各地方公共団体は，「特定個人情報の漏えい等報告書」を全部開示または部分開示している（資料12）。これは，当該文書の意味形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項が法5条5号，6号柱書に該当しないことを意味しているのである。

したがって，通知1（別紙）「特定個人情報の漏えい等報告」の意味形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない。

サ 通知1（別紙）「電話メモ，メール記録等」の意味形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条5号，6号柱書，6号イに該当しない

(ア) 処分庁は，通知1（別紙）「電話メモ，メール記録等」の意味形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，当該文書は，違法再委託について電話聴取したメモ内容，違法再委託の報告元と委員会とのやり取り等が記載されているところ，これらの内容は，違法再委託の事実経過を把握し，原因分析，再発防止策を検討するうえで極めて重要な情報であり，国民に開示する公益的な利益が極めて大きい。また，違法再委託が判明してから，委員会がどのような初動をとったかは，国民と情報共有して，特定個人情報の適正な取扱いの確保を維持しなければならない。

一方，これらの情報を不開示とすることは，まさに事実関係の隠蔽

にほかならず、国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

そして、処分庁は、「報告元から非公表を前提に提供された情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知1（別紙）「電話メモ、メール記録等」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない。

シ 通知1（別紙）「委員会関係資料（第80回、81回、84回、117回）」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しない

(ア) 処分庁は、通知1（別紙）「委員会関係資料（第80回、81回、84回、117回）」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これらについては、当該文書は、番号法35条1項に基づく報告徴収、立入検査報告、違法再委託における判明事項、検査結果通知、委員会の議事録等が記載されている。このような情報は、違法再委託の全容解明、原因分析、再発防止のために極めて重要な情報であるだけでなく、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する委員会がどのように権限行使して、違法再委託の問題に対応しているかは、国民のプライバシー権を保護するためにも極めて重要な情報である。

そのため、これら情報は公益的な利益が極めて大きく、開示されなければならない。

一方、このような情報を不開示とすることは、国民に対して事実の隠蔽をしているとの疑いを抱かせ、国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」す

ることは、法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報情報の取扱いができていたかに関わるものであるから、法令違反の有無を確認することにもつながり、開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお、「当該法人の特定個人情報情報の取扱いに係る問題点」は、特定個人情報情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が、指導、勧告、命令等の権限行使をして是正すべきものであり、不開示の理由とはならない。

そして、各地方公共団体は、検査結果通知書及びその後の改善状況報告を全部開示または部分開示しており（資料13）、これは、当該文書が、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しないことを意味しているのである。

加えて、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知1（別紙）「委員会関係資料（第80回、81回、84回、117回）」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しない。

ス 通知1（別紙）「検査確認書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない

（ア）処分庁は、通知1（別紙）「検査確認書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示の理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては、当該文書については、委員会が立入検査により、確認した事項及びそれに対する検査先の認識等が記載されているところ、このような情報は、違法再委託の原因分析、再発防止策の検討のために極めて重要な情報であり、開示する公益的な利益が大きい。

一方、このような情報を不開示とすると、委員会がどのように権限行使して、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しているかが国民に明らかにならず、国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは、法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから、法令違反の有無を確認することにもつながり、開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が、指導、勧告、命令等の権限行使をして是正すべきものであり、不開示の理由とはならない。

そして、各地方公共団体は、検査確認書を開示しており（資料13）、これは、当該文書が、法5条2号イ、5号、6号柱書き、6号イのいずれにも該当しないことを意味しているのである。

加えて、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知1（別紙）「検査確認書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない。

セ 通知1（別紙）「検査結果の通知について」「決裁文書」、「通知文書」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しない

(ア) 処分庁は、通知1（別紙）「検査結果の通知について」「決裁文書」、「通知文書」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これらについては、委員会が権限行使して、立入検査等を実施して、検査先に送付した検査結果については、違法再委託の原因分析、再発防止策の検討、検査先の特定個人情報の取扱いにおける問題点の確認等のために極めて重要な情報であり、開示する公益的な利益が大きい。

一方、このような情報を不開示とすると、委員会がどのように権限行使して、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しているかが国民に明らかにならず、国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは、法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから、法令違反の有無を確認することにもつながり、開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が、指導、勧告、命令等の権限行使をして是正すべきものであり、不開示の理由とはならない。

そして、各地方公共団体は、検査結果通知書及びその後の改善状況報告を全部開示または部分開示しており（資料13）、これは、当該文書が、法5条2号イ、5号、6号柱書き、6号イのいずれにも該当しないことを意味しているのである。

加えて、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知1（別紙）「検査結果の通知について」「決裁文書」、「通知文書」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しない。

ソ 通知1（別紙）「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の

報告について」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は法5条6号柱書，6号イに該当しない

(ア) 処分庁は，通知1（別紙）「「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，委員会の検査結果の通知を受けて，各検査先がどのように改善をしたかは，特定個人情報の適正な取扱いの確保，違法再委託の再発防止のために極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，このような情報を不開示とすると，特定個人情報の適正な取扱いがどのように確保されているのか国民に明らかにならず，委員会に対する信頼を失墜させる結果となり，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，各地方公共団体は，検査結果通知書及びその後の改善状況報告を全部開示または部分開示しており（資料13），これは，当該文書が，法5条6号柱書，6号イのいずれにも該当しないことを意味しているのである。

そして，処分庁は，法5条6号柱書，6号イの「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼も損ねているのである。

したがって，通知1（別紙）「「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は法5条6号柱書，6号イに該当しない。

タ 通知2の各不開示部分は，法5条5号，6号柱書，6号イのいずれにも該当しない

(ア) 処分庁は，通知2の各不開示部分の不開示の理由を，通知2（別紙）の「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) 法5条5号は，適正な意思決定手続を確保する趣旨と考えられる。

そして，「不当に」とは，意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお，適正な意思決定の確保等への支障が看過し得

ない程度のもを意味し、「おそれ」については、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要する（資料10，大阪地判平成26年12月11日）等）。

また、法5条6号は、当該事務または事業が、根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量したうえで適正な遂行といえるものであることを求める趣旨である（資料10）。

そして、法5条6号に該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である（資料10）。

本件では、通知2の各不開示部分には、委員会と報告元とのやり取り等が記載されているところ、違法再委託について、委員会と報告元とでどのようなやり取りがなされたかは、違法再委託の全容、原因を解明し、再発防止策を検討するうえで、極めて重要な情報である。

一方、かかる情報を不開示とすると、事実関係を隠蔽しているとの疑いをもたらす、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する委員会に対する国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護する利益は存しない。

また、処分庁は、報告元から非公表を前提に提供された情報であることを何ら立証していないし、報告元のセキュリティの脆弱性についての情報は特定個人情報の安全管理措置を講じることができるかに関わるから、開示する公益的な利益が極めて大きい。

したがって、開示する利益が開示による支障に優越するし、上記「支障」や「おそれ」は、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているにすぎないもの、名目的なもの、抽象的なものにすぎない。

よって、通知2の各不開示部分は、法5条5号、6号柱書、6条イのいずれにも該当しない。

チ 通知3（別紙）「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項は、法5条5号、6号柱書に該当しない

これについては、上記オと同様、法5条5号、6号柱書に該当しない。

ツ 通知3（別紙）「個人番号利用事務の委託契約状況について（平成30年12月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項、意思形成過程等

に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条2号イ，5号，6号柱書に該当しない

これについては，上記カと同様，法5条2号イ，5号，6号柱書に該当しない。

テ 通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「決裁文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条6号柱書，6号イに該当しない

（ア）処分庁は，通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「決裁文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これについては，当該文書には，違法再委託が判明したところに，委員会が番号法35条1項に基づき報告を求めた事項が記載されているところ，委員会がどのような事項の報告を求めたかは，委員会が違法再委託に関してどのような初動をとり，どのように特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しようとしていたかに関わるから，開示する公益的な利益が大きい。

一方，このような情報を不開示とすると，委員会が違法再委託に対してどのように対応して特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しようとしていたかが明らかとならず，国民の信頼を失墜させるから，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，処分庁は，法5条6号柱書，6号イの「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，にとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「決裁文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条6号柱書，6号イに該当しない。

ト 通知3（別紙）「特定個人情報親の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「報告徴収文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条6号柱書，6号イに該当しない

これについては，上記テ（イ）と同様，通知3（別紙）「特定個人情

報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「報告徴収文書」の適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条6号柱書，6号イに該当しない。

ナ 通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない

(ア) 処分庁は，通知3（別紙）の「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示の理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，当該文書は，違法再委託が判明した地方公共団体，行政機関，会社から違法再委託について報告された文書と考えられるところ，このような情報は，違法再委託の事実経過を把握し，原因分析，再発防止策を検討するうえで，極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，上記事項を不開示とすると，違法再委託についての事実経過すら国民は把握できないこととなり，事実関係の隠蔽が疑われ，行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは，法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから，法令違反の有無を確認することにもつながり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が，指導，勧告，命令等の権限行使をして是正すべきものであり，不開示の理由とはならない。

そして，処分庁は，法5条6号柱書，6号イの「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのであ

る。

したがって、通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する報告の求めについて（平成31年1月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

ニ 通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「決裁文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない

これについては，上記キと同様に，通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「決裁文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

ヌ 通知3（別紙）「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「指導文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない

これについては，上記キ（イ）及びクと同様に，通知3（別紙）の「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）（平成31年1月）」「指導文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

ネ 通知3（別紙）「個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項は，法5条5号に該当しない

(ア) 処分庁は，通知3（別紙）「個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項の不開示理由を「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これについては，当該文書は，違法再委託が判明した地方公共団体，行政機関に対する委託先の監督状況についての文書と考えられるところ，その内容は，委託元が番号法11条により要求される監督義務を適切に履行しているかを確認するために極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，上記事項を不開示とすると，委託元が番号法11条の監督義務を適切に履行しているか国民が確認できないこととなり，事実関係の隠蔽が疑われ，行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，処分庁は，法5条5号の「おそれ」や「支障」につき，何ら

立証していないから、「おそれ」については、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

したがって、通知3（別紙）「個人番号利用事務等の委託先の監督について（平成31年1月）」「決裁文書」の意思形成過程等に係る事項は、法5条5号に該当しない。

ノ 通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「幹部説明資料」「決裁文書」「報告徴収文書」の各意思形成過程に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない

(ア) 処分庁は、通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「幹部説明資料」「決裁文書」「報告徴収文書」の各意思形成過程に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これらについては、当該文書には、違法再委託が判明したところに、委員会が番号法35条1項に基づき報告を求めた事項が記載されているところ、委員会がどのような事項の報告を求めたかは、委員会が違法再委託に関してどのような初動をとり、どのように特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しようとしていたかに関わるから、開示する公益的な利益が大きい。

一方、このような情報を不開示とすると、委員会が違法再委託に対してどのように対応して特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督しようとしていたかが明らかとならず、国民の信頼を失墜させるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「幹部説明資料」「決

裁文書」「報告徴収文書」の各意思形成過程に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない。

ハ 通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「報告文書」の法人の利益に係る項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、6号柱書、6号イに該当しない

（ア）処分庁は、通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項の不開示理由を、「不開示とした理由」欄に記載している。

（イ）これらについては、当該文書は、違法再委託が判明した地方公共団体、行政機関、会社から違法再委託について報告された文書と考えられるところ、このような情報は、違法再委託の事実経過を把握し、原因分析、再発防止策を検討するうえで、極めて重要な情報であり、開示する公益的な利益が大きい。

一方、上記事項を不開示とすると、違法再委託についての事実経過すら国民は把握できないこととなり、事実関係の隠蔽が疑われ、行政に対する国民の信頼を失墜させることとなり、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは、法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから、法令違反の有無を確認することにもつながり、開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が、指導、勧告、命令等の権限行使をして是正すべきものであり、不開示の理由とはならない。

そして、処分庁は、法5条6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのであ

る。

したがって、通知3（別紙）「特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて（平成31年2月）」「報告文書」の法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

- ヒ 通知3（別紙）「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」「検討資料」の意思形成過程等に係る事項は，法5条5号に該当しない

これについては，上記ケ（イ）と同様に，通知3（別紙）「特定個人情報に係る参考資料の送付について（平成31年3月）」「検討資料」の意思形成過程等に係る事項は，法5条5号に該当しない。

- フ 通知3（別紙）「特定個人情報の漏えい等報告書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない

これについては，上記コ（イ）と同様に，通知3（別紙）「特定個人情報の漏えい等報告書」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項は，法5条5号，6号柱書に該当しない。

- ヘ 通知3（別紙）「電話メモ，メール記録等」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条5号，6号柱書，6号イに該当しない

これについては，上記サ（イ）と同様に，通知3（別紙）「電話メモ，メール記録等」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条5号，6号柱書，6号イに該当しない。

- ホ 通知3（別紙）「特定法人Aへの対応とその検討過程」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条5号，6号柱書，6号イに該当しない

(ア) 処分庁は，通知3（別紙）「特定法人Aへの対応とその検討過程」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理曲」欄に記載している。

(イ) これについては，特定地方公共団体Gから開示された資料によれば，特定法人Aは，特定地方公共団体Gから個人番号利用事務等について委託を受け，特定地方公共団体Gの調査の結果，違法再委託をしていると公表されたが，同社自身は違法再委託の事実を否定しているという特殊性がある。

そのため，同社が違法再委託をして，特定個人情報が大量漏えいしたのか否か，同社に対して委員会がどのような対応をして，特定個人情報の適正な取扱いがどのように確保されているのか等という情報は，違法再委託に係る事実関係を把握し，違法再委託の原因分析，

再発防止，国民のプライバシー権保護のために極めて重要な情報であり，開示する公益的な利益が大きい。

一方，このような情報を不開示とすることは，違法再委託に係る事実関係を国民が確認する機会を奪う結果となり，行政に対する国民の信頼を失墜させることとなるから，不開示にして保護すべき利益は存しない。

また，処分庁は，法5条5号，6号柱書，6号イの「おそれ」や「支障」につき，何ら立証していないから，「おそれ」については，抽象的なもの，単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし，「支障」の程度については，名目的なものにすぎない。

さらに，処分庁は，「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし，特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料1-1）によれば，特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており，処分庁は，既に地方公共団体，そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって，通知3（別紙）「特定法人Aへの対応とその検討過程」の意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条5号，6号柱書，6号イに該当しない。

マ 通知3（別紙）「委員会関係資料（第84回，90回，111回，117回）」の各法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，5号，6号柱書，6号イのいずれにも該当しない

(ア) 処分庁は，通知3（別紙）「委員会関係資料（第84回，90回，111回，117回）」の各法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項の不開示理由を，「不開示とした理由」欄に記載している。

(イ) これらについては，上記シ（イ）と同様，当該文書は，番号法35条1項に基づく報告徴収，各立入検査報告，違法再委託における判明事項，検査結果通知，委員会の議事録等が記載されている。このような情報は，違法再委託の全容解明，原因分析，再発防止のために極めて重要な情報であるだけでなく，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する委員会がどのように権限行使して，違法再委託の問題に対応しているかは，国民のプライバシー権を保護するためにも極めて重要な情報である。

そのため，これら情報は公益的な利益が極めて大きく，開示されなければならない。

一方、このような情報を不開示とすることは、国民に対して事実の隠蔽をしているとの疑いを抱かせ、国民の信頼を失墜させることとなるから、不開示にして保護すべき利益は存しない。

また、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは、法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから、法令違反の有無を確認することにもつながり、開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお、「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が、指導、勧告、命令等の権限行使をして是正すべきものであり、不開示の理由とはならない。

そして、各地方公共団体は、検査結果通知書及びその後の改善状況報告を全部開示または部分開示しており（資料13）、これは、当該文書が、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しないことを意味しているのである。

加えて、処分庁は、法5条5号、6号柱書、6号イの「おそれ」や「支障」につき、何ら立証していないから、「おそれ」については、抽象的なもの、単に行政機関においてそのおそれがあると判断しているものにとどまるし、「支障」の程度については、名目的なものにすぎない。

さらに、処分庁は、「検査に係る非公表を前提とした情報」であることを立証していないし、特定地方公共団体Cが開示した特定年月日C会合の記録（資料11）によれば、特定地方公共団体Eや特定地方公共団体B等は委員会の調査について既にもめており、処分庁は、既に地方公共団体、そして国民からの信頼を損ねているのである。

したがって、通知3（別紙）「委員会関係資料（第84回、90回、111回、117回）」の各法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条2号イ、5号、6号柱書、6号イのいずれにも該当しない。

ミ 通知3（別紙）「検査確認書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない

これについては、上記ス（イ）と同様、通知3（別紙）「検査確認書」の意思形成過程等に係る事項、適正な遂行に係る事項、検査に係る事項は、法5条5号、6号柱書、6号イに該当しない。

ム 通知3（別紙）「検査結果の通知について」「決裁文書」、 「通知文

書」の各法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，5号，6号柱書，6号イのいずれにも該当しない

これについては，上記セ（イ）と同様，通知3（別紙）「検査結果の通知について」「決裁文書」，「通知文書」の各法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，5号，6号柱書，6号イのいずれにも該当しない。

メ 通知3（別紙）「「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について」（特定地方公共団体F，特定地方公共団体B，特定地方公共団体C，特定地方公共団体A，特定地方公共団体D，特定地方公共団体E，特定法人C，特定法人A，特定地方公共団体H，特定地方公共団体I，特定地方公共団体J，特定地方公共団体K，特定地方公共団体L，特定法人D，特定法人E，特定地方公共団体M，特定地方公共団体G）の各法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

これについては，上記ソ（イ）と同様であり，また，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点を公表」することは，法令やガイドラインにおいて要求される水準の特定個人情報の取扱いができていたかに関わるものであるから，法令違反の有無を確認することにもつながり，開示する公益的な利益は極めて大きい。

なお，「当該法人の特定個人情報の取扱いに係る問題点」は，特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する処分庁が，指導，勧告，命令等の権限行使をして是正すべきものであり，不開示の理由とはならない。

したがって，通知3（別紙）「「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について」（特定地方公共団体F，特定地方公共団体B，特定地方公共団体C，特定地方公共団体A，特定地方公共団体D，特定地方公共団体E，特定法人C，特定法人A，特定地方公共団体H，特定地方公共団体I，特定地方公共団体J，特定地方公共団体K，特定地方公共団体L，特定法人D，特定法人E，特定地方公共団体M，特定地方公共団体G）の各法人の利益に係る事項，適正な遂行に係る事項，検査に係る事項は，法5条2号イ，6号柱書，6号イに該当しない。

モ 不開示部分に関するまとめ

以上より，通知1（別紙）の不開示部分のうち，担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報にかかる不開示部分を除き，その余の不開示部分，通知2（別紙）の「電話メモ」にかかる不開示処分，「特定個人情報の漏えい等報告書」の「意思形成過程に係る事項」，「適正な遂行に係る事項」の不開示処分，通知3（別紙）の不開示部分のうち，担当者の連絡先についての情報及び個人に関する情報にかかる不開示部

分を除き，その余の不開示部分，をいずれも取消し，開示すべきである。

別紙4 意見書1（資料は省略する。）

第1 はじめに

審査請求人は、本書面において、諮問庁提出の理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

第2 対象文書の特定についての反論

1 特定年月日A会合の記録

- (1) 処分庁は、同会合に出席したが、文書の作成は行っていない、決裁や復命書等の文書作成も行っていないと主張する（理由説明書1頁）。
- (2) しかし、審査請求人が、審査請求書で指摘したとおり、特定地方公共団体Eは、同会合の記録について、一度、文書不存在であるとして非公開決定をしておきながら、その後、非公開決定を取消し、同会合の記録が存在するとして部分公開決定をして、内容は不明であるが、文書そのものは公開されている（資料1）。

また、特定地方公共団体Fの情報公開・個人情報保護審査会の答申（資料2）によれば、同会合記録は総務省からメールにより送付されていたとのことなので、処分庁においても同会合記録が総務省等からメール送付されていると考えられる。

そのため、処分庁においては、同会合に関する文書、記録を保有しているはずであるから、その文書、記録を対象文書として追加特定すべきである。

2 事故報告書等の各文書

- (1) 処分庁は、特定地方公共団体Bの「インシデント報告書（情報漏えい）」、「情報セキュリティ事故発生報告書」のような文書は、委員会への提出義務はない、委員会では漏えい等報告書の提出を受けた際、特段、文書や記録を作成することはない、漏えい事案についての報告文書は、原処分1における文書19、原処分2における文書2、原処分3における文書22によって開示されたものが全てである等と主張する（理由説明書2頁）。
- (2) しかし、本件は、番号法10条1項に違反して、個人番号利用事務等を違法再委託した（以下「違法再委託」という。）ことにより、特定個人情報大量漏えいした事案であり、番号法29条の4の「重大な事態」にも該当する特定個人情報の大量漏えい事故であることからすれば、特定個人情報の適正・適切な取扱いを監視・監督する処分庁としては（審査請求書の資料4）、提出義務がないとしても、事故報告書等の各文書の提出を当然に求めるはずである。

また、違法再委託については、特定個人情報という重要性の高い個人情報大量に漏えいしたものであり、処分庁にとっては極めて不都合な

事実である。

そのため、その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあるし、実際に情報公開請求において、処分庁に不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があった旨を指摘されている実例も存在する（資料3）。

したがって、改めて事故報告書等の各文書の存否を調査のうえ、存在するのであれば対象文書として追加特定すべきである。

3 再発防止PT等が作成した報告書等の各文書

(1) 処分庁は、国税庁の再発防止PTと同様の組織・会合の設置や検討資料又は報告書の作成を義務付ける規定はなく、本件においてもそのような組織・会合の設置や検討資料等を作成したことはない等と主張する（理由説明書2頁）。

(2) これについても、本件は、違法再委託により、特定個人情報的大量漏えいした事案であり、番号法29条の4の「重大な事態」にも該当する特定個人情報の大量漏えい事故であることからすれば、特定個人情報の適正・適切な取扱いを監視・監督する処分庁としては（審査請求書の資料4）、規定がないとしても、当然に、再発防止PTやそれと同様の組織・委員会等を設置のうえ、実態・原因究明、再発防止をすべきものである。

また、違法再委託については、特定個人情報という重要性の高い個人情報的大量に漏えいしたものであり、処分庁にとっては極めて不都合な事実である。

そのため、その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあるし、実際に情報公開請求において、処分庁に不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があった旨を指摘されている実例も存在する（資料3）。

したがって、再発防止PT等が作成した報告書等の各文書の存否を調査のうえ、存在するのであれば対象文書として追加特定すべきである。

4 立入検査に係る文書、記録

(1) 処分庁は、立入検査に係る文書、記録については、既に開示を行っている等と主張する（理由説明書3頁）。

(2) しかし、各地方自治体は、委員会の立入検査に係る追加確認事項についての文書及びその回答についての文書を対象文書として特定し、開示している（資料4）。

また、東京国税局、大阪国税局においては、委員会のヒアリングが行われているから、東京国税局、大阪国税局、国税庁からも追加確認事項及びその回答に関する文書が提出されていると考えられる。

そのため、処分庁内部において立入検査、提出資料、質疑応答等を踏

まえた検討がなされ、それに関する文書、記録等も存在するはずである。

したがって、既に開示されたもの以外の立入検査に係る文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

5 東京国税局と大阪国税局に対し、立入検査ではなく、ヒアリングを実施することとした経過の文書

(1) 処分庁は、ヒアリングは立入検査手法のうちの一つであり、立入検査そのものである、重大な事故の際に行う立入検査をせず軽微な事故の際に行うヒアリングにとどめたという事実はない等と主張する（理由説明書3頁）。

(2) まず、審査請求人は、重大な事故の際に行う立入検査をせず軽微な事故の際に行うヒアリングにとどめたという主張はしていないので、処分庁の主張はそもそも誤っている。

次に、番号法の逐条解説（資料5）においても、ヒアリングは立入検査の手法のうちの一つである等という解説はされていないし、ヒアリングも立入検査そのものというのであれば、わざわざ違う言葉にする必要はない。

そして、処分庁は、必要に応じて様々な検査手法を用いているのであるならば、処分庁内部であえて「ヒアリング」を行うこととした意思決定過程があるはずであり、その意思決定過程に関する文書、記録も存在するはずである。

したがって、そのような文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

6 国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書

(1) 処分庁は、国税庁に対しては番号法29条の3及び35条に基づく定期検査を実施している最中に国税庁から報告を受けたため、その中で当該事案に係る検査も実施している等と主張する（理由説明書3頁4頁）。

(2) しかし、国税庁は、令和2年（行情）諮問第161号の理由説明書だけでなく、令和3年（行情）諮問第96号の理由説明書（資料6）においても、やはり「本件無許諾再委託に関する個人情報保護委員会の立入検査は、国税庁本庁においては実施されておらず、東京国税局及び大阪国税局に対するヒアリングが行われたのみである。」と主張している。

したがって、国税庁が2度にわたって、処分庁による立入検査が実施されていないと主張していること等からすれば、処分庁は、実際には国税庁に対して立入検査をしておらず、処分庁は虚偽の説明をしていると考えられる。

よって、処分庁が国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書も存在するはずであり、対象文書として追加特定すべきである。

7 違法再委託につき、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関

する文書

- (1) 処分庁は、国税庁や各地方公共団体は、委員会の検査や報告徴収に応じており、また、再発防止策の策定等を行うなど違反の是正に向けた必要な措置を踏むことを自ら検討しており、委員会として同法に基づく勧告を行う必要がないことから、勧告の実施についての議論は行っていない、勧告を行っていないから命令に関する議論が行われることはない等と主張する（理由説明書4頁）。
- (2) しかし、上記のように、本件は、違法再委託により、特定個人情報が大量漏えいした事案であり、番号法29条の4の「重大な事態」にも該当する特定個人情報の大量漏えい事故であることからすれば、特定個人情報の適正・適切な取扱いを監視・監督する処分庁としては（審査請求書の資料4）、当然にその権限を最大限行使して、勧告、命令等の権限行使をすべきものである。

また、違法再委託については、特定個人情報という重要性の高い個人情報的大量に漏えいしたものであり、処分庁にとっては極めて不都合な事実である。

そのため、その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあるし、実際に情報公開請求において、処分庁に不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があった旨を指摘されている実例も存在する（資料3）。

さらに、処分庁の上記主張からすれば、少なくとも委員会として同法に基づく勧告を行う必要がないという意思決定はなされているのだから、その意思決定過程に関する文書、記録が存在するはずである。

したがって、その意思決定過程に関する文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

8 当該本人への連絡をするように指導、勧告、命令していない経過についての文書

- (1) 処分庁は、本人へ連絡することにより、無用の混乱を生じるおそれ等もあることから、必ずしも個別の連絡を求めておらず、事案の内容等に応じて各団体において判断することとしている等と主張する（理由説明書4頁5頁）。
- (2) しかし、処分庁は、「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）」（審査請求書の資料9）において「本件事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応すること」という指導をしている以上、当然にプライバシー権が侵害された当該本人に対しては、「丁寧かつ真摯な対応」として事実関係の説明、今後の対応の説明等のため、連絡等がなされなければならないはずであり、上記指導をしながら、必ずしも個別の連絡を求めておらず、事案の内容等に応じて各団体

において判断することとしている等と主張することは矛盾挙動であり、とても通常の対応とはいえない。

少なくとも処分庁の主張を前提にすれば、処分庁においては、本人へ連絡することにより、無用の混乱を生じるおそれ等もあることから、必ずしも個別の連絡を求めておらず、事案の内容等に応じて各団体において判断することとしたという意味決定過程が存在するはずであり、その意思決定過程に関する文書、記録が存在するはずである。

したがって、その意思決定過程に関する文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

なお、これについても、上記のように、違法再委託については、特定個人情報という重要性の高い個人情報が大量に漏えいしたものであり、処分庁にとっては極めて不都合な事実であり、そのために、その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあることは同様である。

9 委託先と再委託先との間の契約に関する文書

特定地方公共団体B情報公開・個人情報保護審査会の答申（資料7）によれば、特定地方公共団体Bにおいては、違法再委託に関し、委託先と再委託先との間の契約に関する文書を保有していて、対象文書として特定すべきことが指摘されている。

したがって、処分庁においても、収集した資料の中に委託先と再委託先との間の契約に関する文書が存在すると考えられるので、その文書も対象文書として追加特定すべきである。

第3 各不開示情報該当性についての反論

1 原処分1の文書4

(1) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書5頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2（4）イで指摘したとおり、原処分1

の文書4を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分1の文書4は法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の報告徴収における資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがある等と主張する（理由説明書5頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった実例、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障が及んだ実例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)イで指摘したとおり、原処分1の文書4を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分1の文書4は法5条6号柱書及びイに該当しない。

2 原処分の文書5

(1) 処分庁は、不開示部分には具体的な調査項目等が記載されていて、これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の報告徴収における資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがある等と主張する（理由説明書6

頁)。

- (2) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障が及んだ事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)エで指摘したとおり、原処分1の文書5を開示する公益的な利益は大きい。

したがって、原処分1の文書5は法5条6号柱書及びイに該当しない。

3 原処分1の文書6

- (1) 処分庁は、不開示部分には具体的な調査項目等が記載されていて、これが開示されることで今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の報告徴収における資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがある等と主張する(理由説明書6頁)。

- (2) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障が及んだ事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)イで指摘したとおり、原処分1の文書6を開示する公益的な利益は大きい。

- (3) したがって、原処分1の文書6は法5条6号柱書及びイに該当しない。

4 原処分1の文書7

(1) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書6頁7頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2（4）オで指摘したとおり、原処分1の文書7を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分1の文書7は法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後の報告徴収における資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがある等と主張する（理由説明書7頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障が及んだ実例、類似事案の主張すらない。

これは、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2（4）オで指摘したとおり、原処分1の文書7を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分1の文書7は法5条6号柱書に該当しない。

5 原処分1の文書9

(1) 法5条2号該当性

ア 処分庁は、不開示部分には、報告徴収先における特定法人との委託契約状況等が記載されており、開示されると記載された委託契約について法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等と主張する（理由説明書7頁）。

イ しかし、本件違法再委託は特定個人情報扱う業務に関するものであるから、そもそも番号法上要求される特定個人情報の扱いに適った契約状況でなければならず、開示したうえで法令違反の有無等を確認することは公益的な利益が大きく、企業のコンプライアンス向上にも資するものであるから、やはり開示する利益は大きい。

また、審査請求書別紙3の2(4)カで主張したような観点からも開示する公益的な利益が大きい。

一方で、処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に法人の正当な利益が害された実例、類似事案の主張すらない。

これは、法人の正当な利益が害されるおそれがないことを強く裏付ける。

ウ したがって、原処分1の文書9は、法5条2号イに該当しない。

(2) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、監督権限の行使について、今後の委員会と報告徴収先との間における率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがある等と主張する（理由説明書7頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2(4)カで主張したように、原処分1の文書9を開示する公益的な利益が大きい。

ウ したがって、原処分1の文書9は、法5条5号に該当しない。

(3) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後の報告徴収における資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措

置がなされ、報告徴収に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがある等と主張する（理由説明書7頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障が及んだ実例、類似事案の主張すらない。

これは、今後の報告徴収をはじめとした監督活動等に支障を及ぼすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2（4）カで指摘したとおり、原処分1の文書9を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分1の文書9は法5条6号柱書に該当しない。

6 原処分1の文書10及び文書11

（1）法5条2号イ該当性

ア 処分庁は、当該不開示部分には、立入検査や漏えい報告などで把握した、特定個人情報を取り扱う上で改善すべき点（特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）が記載されており、開示により、指導を行った法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になり、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等と主張する（理由説明書7頁8頁）。

イ しかし、上記の当該不開示部分については、特定個人情報を扱う上で改善すべき点が記載されているというのだから、特定個人情報の取扱いの水準を向上させ、国民のプライバシー権を保護するためにもむしろ積極的に開示すべきものである。

また、特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等は、番号法12条違反であり、当該法人は法令違反をしたことになるのだから、特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になることは受忍すべきである。

また、審査請求書別紙3の2（4）キで指摘したように、やはり当該不開示部分を開示する利益は大きいし、法人の正当な利益が害されるおそれを裏付ける客観的な証拠、資料もなく、法人の正当な利益が害された実例、類似事例の主張すらない。

ウ したがって、原処分1の文書10及び文書11は、法5条2号イに該当しない。

（2）法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後、他の指導先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなど、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある等と主張する（理由説明書 8 頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった実例、今後の監督活動等に支障をきたした実例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の監督活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙 3 の 2（4）キで指摘したとおり、原処分 1 の文書 1 0 及び文書 1 1 を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分 1 の文書 1 0 及び文書 1 1 は法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

7 原処分 1 の文書 1 3

(1) 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等と主張する（理由説明書 8 頁）。

(2) しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例の主張もない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙 3 の 2（4）ケで主張したように、原処分 1 の文書 1 3 を開示する公益的な利益が大きい。

そして、処分庁は、その主張におけるのと同様の観点は、令和 2 年度（行情）答申第 3 2 0 号においても示されていると主張する（理由説明書 8 頁）。しかし、かかる答申は、日本年金機構が「扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務」の業務を特定法人 F に委託していたところ、特定法人 F が特定個人情報保護評価書に反して特定国の業者に業務を再委託していたものであり、特定個人情報が漏えい

したかは明確でないところがあるので、違法再委託とは事案を異にし、
同答申の観点は本件には及ばない。

さらに、委員会事務局職員は公的立場にあるから、自覚と責任ある発言が求められ、不用意な発言は控えるべきである。このような観点は、
横浜地方裁判所川崎支部令和元年10月24日判決の評釈においても指摘されており（資料8）、自己の意見を述べることに消極的になるということはない。

(3) したがって、原処分1の文書13は、法5条5号に該当しない。

8 原処分1の文書19

(1) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書8頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2(4)コで指摘したとおり、原処分1の文書19を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

さらに、特定個人情報の漏えい等報告書は既に、地方公共団体等においては開示されており、処分庁において不開示とする意味はない。

ウ したがって、原処分1の文書19は、法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後、他の報告元が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出等の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある等と主張する（理由説明書8頁9頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった実例、今後の監督活動等に支障をきたした実例、類似事案の主

張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の監督活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)コで指摘したとおり、原処分1の文書19を開示する公益的な利益は大きい。

さらに、処分庁は、令和2年度(行情)答申第321号に言及するが、かかる答申については、違法再委託とは事案を異にし、同答申の観点は本件には及ばない。

ウ したがって、原処分1の文書10及び文書11は法5条6号柱書に該当しない。

9 原処分1の文書20

(1) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する(理由説明書9頁)。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた事例、国民の間で混乱が生じた事例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2(4)サで指摘したとおり、原処分1の文書20を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」(審査請求書の資料9)をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分1の文書20は法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、他の検査先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な

事実の把握を困難にするおそれがある、今後の検査先において、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある等と主張する（理由説明書9頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の監督活動等に支障をきたした事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の監督活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2（4）サで指摘したとおり、原処分1の文書20を開示する公益的な利益は大きい。

さらに、処分庁は、令和2年度（行情）答申第321号に言及するが、かかる答申については、違法再委託とは事案を異にし、同答申の観点は本件には及ばない。

ウ したがって、原処分1の文書20は法5条6号柱書及びイに該当しない。

10 原処分1の文書21ないし文書24

(1) 法5条2号該当性

ア 処分庁は、当該不開示部分には、立入検査で把握した問題点（立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）や指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容）のほか、当該立入検査に関する審議内容、各委員の当該問題点に対する考え方等が記載されており、文書22ないし文書24における立入検査先の法人名が開示された場合、立入検査を受けた事実が一般的に公になり、法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等と主張する（理由説明書10頁）。

イ しかし、上記の当該不開示部分については、特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備、立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容等が記載されているというのだから、番号法等の法令により要求される水準の安全管理措置を講じることができているか、特定個人情報の安全管理措置の上で

どのような問題があったのか等を開示して国民とともに検討することは、特定個人情報の取扱いの水準を向上させ、国民のプライバシー権を保護するために極めて有益であるから、積極的に開示すべきものである。

また、特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等は、番号法12条違反であり、当該法人は法令違反をしたことになるのだから、立入検査を受けた事実、特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になることは受忍すべきである。

また、審査請求書別紙3の2(4)シで指摘したように、やはり当該不開示部分を開示する利益は大きいし、法人の正当な利益が害されるおそれを裏付ける客観的な証拠資料もなく、法人の正当な利益が害された実例、類似事例の主張すらない。

ウ したがって、原処分1の文書21ないし文書24は、法5条2号イに該当しない。

(2) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、委員会における審議の手法や観点等が明らかとなり、今後、同種の事案の内容の審議・検討において、各委員の立場や考え方が明らかとなることで、それらが部外での評価・検討の対象にされることとなり、今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難になるなど、委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあると主張する(理由説明書10頁)。

イ しかし、そもそも委員会は、特定個人情報の適正・適切な取扱いを監視・監督することをその任務としているのだから(審査請求書の資料4)、違法再委託のように特定個人情報大量漏えいして国民のプライバシー権に脅威がもたらされた重大事故に対し、どのような審議・検討がなされているのか、各委員はどのような立場、考え方なのかを開示することは国民のプライバシー権を保護するために不可欠であり、開示によって重大事故に対する委員会の対応を明らかにすることにより国民に安心を与えることになる。

また、各委員は、もともと公的立場にあるとともに、違法再委託という重大事故に対して適切な対応を要求される立場にあるのだから、自覚と責任ある発言が求められ、不用意な発言は控えなければならない(資料8)。加えて、違法再委託という重大事故に対する各委員の立場や考え方は、国民の厳しい検討・監視の下でその適切さを確保しなければならないし、その立場や考え方を明らかにすることは、委員会の説明責任を果たすことにもなる。

さらに、処分庁に主張を裏付ける客観的な証拠、資料は提出されて

いないし、実際に率直な意見の交換が不当に損なわれた事例、類似事例の主張もない。

ウ したがって、原処分1の文書21ないし文書24は法5条5号に該当しない。

(3) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある等と主張する（理由説明書10頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の監督活動等に支障をきたした事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の監督活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)シで指摘したとおり、原処分1の24文書21ないし文書24を開示する公益的な利益は大きい。

なお、処分庁の主張する令和2年度（行情）答申第320号は、上記のように事案を異にするから、その答申の考え方は本件には及ばない。

ウ したがって、原処分1の文書21ないし文書24は、法5条6号に該当しない。

1.1 原処分の文書25

(1) 法5条5号該当性

ア 今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書10頁11頁）。

イ やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた事例、国民の間で混乱が生じた事例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2(4)スで指摘したとおり、原処分1の文書25を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」(審査請求書の資料9)をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分1の文書25は法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、今後、委員会から立入検査を受ける可能性のある他の立入検査先において、事前に当該情報の分析等をし、委員会の立入検査における着眼点等を把握することにより、問題点の発覚を不正に免れるため、証拠の隠滅や事実隠蔽等の対策を講じることが可能となるなど、立入検査に係る事務に関し、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障をきたすおそれがある、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされるおそれがある等と主張する(理由説明書11頁)。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の検査活動等に支障をきたした事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の検査活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、検査確認書が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)スで指摘したとおり、原処分1の26文書25を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分1の文書25は、法5条6号柱書及びイに該当しない。

1.2 原処分1の文書26及び文書27

(1) 法5条2号該当性

ア 処分庁は、法令違反の疑いなど業務上の問題点があったのではない

かという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等と主張する（理由説明書11頁）。

イ しかし、上記の当該不開示部分については、法人名、特定個人情報の取扱いにかかる問題点等が記載されているというのだから、番号法等の法令により要求される水準の安全管理措置を講じることができているか、特定個人情報の安全管理措置の上でどのような問題があったのか等を開示して国民とともに検討することは、特定個人情報の取扱いの水準を向上させ、国民のプライバシー権を保護するために極めて有益であるから、積極的に開示すべきものである。

また、特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等があれば、番号法12条違反であり、当該法人は法令違反をしたことになるのだから、法人名、特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になることは受忍すべきである。

また、審査請求書別紙3の2(4)セで指摘したように、やはり当該不開示部分を開示する利益は大きいし、法人の正当な利益が害されるおそれを裏付ける客観的な証拠、資料もなく、法人の正当な利益が害された実例、類似事例の主張すらない。

ウ したがって、原処分1の文書26及び文書27は、法5条2号イに該当しない。

(2) 法5条5号該当性

ア 処分庁は、通知書本文について、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書12頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、通知書本文が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)セで指摘したとおり、原処分1

の文書 2 6 及び文書 2 7 を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料 9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分 1 の文書 2 6 及び文書 2 7 は法 5 条 5 号に該当しない。

(3) 法 5 条 6 号該当性

ア 報告期日について

(ア) 処分庁は、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされるおそれがある等と主張する（理由説明書 1 1 頁 1 2 頁）。

(イ) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされた事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされるおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、報告期日が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙 3 の 2 (4) セで指摘したとおり、原処分 1 の文書 2 6 及び文書 2 7 を開示する公益的な利益は大きい。

イ 通知書本文

(ア) 処分庁は、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされるおそれがある等と主張する（理由説明書 1 2 頁）。

(イ) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされた事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされるおそれがないことを強

く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、通知書本文が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)セで指摘したとおり、原処分1の文書26及び文書27を開示する公益的な利益は大きい。

ウ 小括

したがって、原処分1の文書26及び文書27は、法5条6号に該当しない。

1.3 原処分1の文書28

(1) 処分庁は、他の立入検査先が、委員会の立入検査における着眼点等を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障をきたすおそれがある等と主張する(理由説明書11頁)。

(2) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった実例、今後の検査活動等に支障をきたした実例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の検査活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、「「検査結果通知書」における指摘事項の改善状況の報告について」が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない(審査請求書の資料13)。

また、審査請求書別紙3の2(4)ソで指摘したとおり、原処分1の文書28を開示する公益的な利益は大きい。

(3) したがって、原処分1の文書28は、法5条6号柱書及びイに該当しない。

なお、処分庁は、令和2年度(行情)答申第321号に言及するが、かかる答申については、違法再委託とは事案を異にし、同答申の観点は本件には及ばない。

1.4 原処分2の文書1

これは、上記9と同様の理由により、法5条5号、法5条6号柱書及びイに該当しない。

1.5 原処分2の文書2

これは、上記8と同様の理由により、法5条5号、法5条6号柱書に該当しない。

16 原処分3の文書1

これは、上記4と同様の理由により、法5条5号、法5条6号柱書に該当しない。

17 原処分3の文書3

これは、上記5と同様の理由により、法5条2号イ、法5条5号、法5条6号柱書に該当しない。

18 原処分3の文書4

(1) 処分庁は、今後、他の報告徴収先が委員会の報告徴収における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の立入検査における検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、報告徴収に非協力的又は消極的な対応がなされ、今後の報告徴収をはじめとした検査活動等に支障をきたすおそれがある等と主張する（理由説明書13頁14頁）。

(2) しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった実例、今後の検査活動等に支障をきたした実例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の検査活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙3の2(4)テで指摘したとおり、原処分3の文書4を開示する公益的な利益は大きい。

(3) したがって、原処分3の文書4は、法5条6号柱書及びイに該当しない。

19 原処分3の文書5

これは、上記18と同様の理由により、法5条6号柱書及びイに該当しない。

20 原処分3の文書6

(1) 法5条2号該当性

ア 処分庁は、特定の法人に係る記録が開示された場合、当該法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になり、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する（理由説明書14頁）。

イ しかし、上記の当該不開示部分については、法人名、特定個人情報の取扱いにかかる問題点等が記載されているというのだから、番号法

等の法令により要求される水準の安全管理措置を講じることができているか、特定個人情報の安全管理措置の上でどのような問題があったのか等を開示して国民とともに検討することは、特定個人情報の取扱いの水準を向上させ、国民のプライバシー権を保護するために極めて有益であるから、積極的に開示すべきものである。

また、特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等があれば、番号法 12 条違反であり、当該法人は法令違反をしたことになるのだから、法人名、特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になることは受忍すべきである。

また、審査請求書別紙 3 の 2 (4) ナで指摘したように、やはり当該不開示部分を開示する利益は大きいし、法人の正当な利益が害されるおそれを裏付ける客観的な証拠、資料もなく、法人の正当な利益が害された実例、類似事例の主張すらない。

ウ したがって、原処分 3 の文書 6 は、法 5 条 2 号イに該当しない。

(2) 法 5 条 6 号該当性

これは、上記 3 と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

2 1 原処分 3 の文書 7 及び文書 8

これは、上記 6 と同様の理由により、法 5 条 2 号イ、法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

2 2 原処分 3 の文書 9

これは、上記 4 と同様の理由により、法 5 条 5 号に該当しない。

2 3 原処分 3 の文書 1 1 ないし文書 1 3

(1) 法 5 条 5 号該当性

ア 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書 14 頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙 3 の 2 (4) ノで指摘したとおり、原処分 3

の文書 1 1 ないし文書 1 3 を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問い合わせには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料 9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分 3 の文書 1 1 ないし文書 1 3 は法 5 条 5 号に該当しない。

(2) 法 5 条 6 号

これは、上記 1 8 と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

2 4 原処分 3 の文書 1 4

これは、上記 2 0 と同様の理由により、法 5 条 2 号イ、法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

2 5 原処分 3 の文書 1 6

これは、上記 7 と同様の理由により、法 5 条 5 号に該当しない。

2 6 原処分 3 の文書 2 2

これは、上記 8 及び 1 5 と同様の理由により、法 5 条 5 号、法 5 条 6 号柱書に該当しない。

2 7 原処分 3 の文書 2 3

これは、上記 9 及び 1 4 と同様の理由により、法 5 条 5 号、法 5 条 6 号柱書及びイに該当しない。

2 8 原処分 3 の文書 2 4

(1) 法 5 条 5 号該当性

ア 処分庁は、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある等と主張する（理由説明書 1 5 頁）。

イ しかし、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれた実例、国民の間で混乱が生じた実例、類似事案の主張すらない。

これは、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることはないこと、国民の間に混乱が生じることはないことを強く裏付ける。

また、審査請求書別紙 3 の 2 (4) ホで指摘したとおり、原処分 3 の文書 2 4 を開示する公益的な利益は大きいし、違法再委託により

特定個人情報大量漏えいしたという事態の重大性からすれば、国民の問合せには「丁寧かつ真摯な対応」（審査請求書の資料9）をすべきことは当然であり、国民からの問合せの多寡は不開示の理由となるものではない。

ウ したがって、原処分3の文書24は法5条5号に該当しない。

(2) 法5条6号該当性

ア 処分庁は、他の指導先が委員会の着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある、今後の検査先において、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査等に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動等に支障を来すおそれがある等と主張する（理由説明書15頁16頁）。

イ しかし、これについても、やはり処分庁の主張を裏付ける客観的な証拠、資料等はないし、処分庁から実際に正確な事実の把握が困難になった事例、今後の監督活動等に支障をきたした事例、類似事案の主張すらない。

これは、正確な事実の把握を困難にするおそれがないこと、今後の監督活動等に支障をきたすおそれがないことを強く裏付ける。

実際に、違法再委託が発生した各地方公共団体においては、違法再委託に関する各資料が開示されているが、処分庁主張のようなおそれが現実化したことはない。

また、審査請求書別紙3の2(4)ホで指摘したとおり、原処分3の文書24を開示する公益的な利益は大きい。

ウ したがって、原処分3の文書24は、法5条6号柱書及びイに該当しない。

29 原処分3の文書25ないし文書28

これは、上記10と同様の理由により、法5条2号イ、法5条5号、法5条6号柱書及びイに該当しない。

30 原処分3の文書29

これは、上記11と同様の理由により、法5条2号イ、法5条5号、法5条6号柱書及びイに該当しない。

31 原処分3の文書30及び文書31

これは、上記12と同様の理由により、法5条2号イ、法5条5号、法5条6号柱書及びイに該当しない。

32 原処分3の文書32ないし文書48

(1) 法5条2号該当性

ア 処分庁は、当該法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が

一般的に公になり，社会的地位を低下させるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する（理由説明書16頁）。

イ しかし，当該不開示部分については，当該法人における特定個人情報の取扱いにかかる問題点等が記載されている。そして，現状では特定個人情報は，民間事業者も含めて取り扱われていることからすれば，番号法等の法令により要求される水準の安全管理措置を講じることができているか，特定個人情報の安全管理措置の上でどのような問題があったのか等を開示して国民とともに検討することは，特定個人情報の取扱いの水準を向上させ，国民のプライバシー権を保護するために極めて有益であるので，積極的に開示すべきものである。

また，特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等があれば，番号法12条及びガイドライン違反であり，当該法人は法令違反をしたことになるのだから，法人における特定個人情報の取扱いに係る問題点が一般的に公になることは受忍すべきである。

また，審査請求書別紙3の2（4）メで指摘したように，やはり当該不開示部分を開示する利益は大きいし，法人の正当な利益が害されるおそれを裏付ける客観的な証拠，資料もなく，法人の正当な利益が害された実例，類似事例の主張すらない。

（2）法5条6号該当性

これは，上記13と同様の理由により，法5条6号柱書及びイに該当しない。

別紙5 意見書2（資料は省略する。）

第1 はじめに

審査請求人は、本書面において、諮問庁提出の理由説明書に対し、以下のとおり追加の反論をする。

第2 対象文書の特定についての反論

1 特定年月日A会合の記録

- (1) 処分庁は、同会合に出席したが、文書の作成は行っていない、決裁や復命書等の文書作成も行っていないと主張する（理由説明書1頁）。
- (2) 一方で、処分庁は、同会合記録の公開についての特定地方公共団体Eからの意見照会（資料9）に対して、「当該文書に記載された情報を公開することで、当委員会と地方公共団体の相互間の率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間に混乱を招く恐れがあると考えられるため。」との理由で同会合記録の公開に反対する意見書を提出している（資料10）。

そうだとすると、処分庁は、作成しておらず、保有してもいない文書、記録の公開について反対する意見を述べていることになるが、これは明らかに不自然である。同会合記録は、処分庁において作成も保有もしていない文書記録なのであるから、処分庁は、それを公開すべきか否かについての意見を述べられるはずがない。

この事情は、処分庁が同会合記録を作成、保有していることを強く推認させる事情である。

- (3) また、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、同会合記録を含めて、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例もある（資料11）。
- (4) そのため、処分庁においては、同会合に関する文書、記録を保有しているはずであるから、その文書、記録を対象文書として追加特定すべきである。

2 事故報告書等の各文書

- (1) 処分庁は、特定地方公共団体Bの「インシデント報告書（情報漏えい）」、「情報セキュリティ事故発生報告書」のような文書は、委員会への提出義務はない、委員会では漏えい等報告書の提出を受けた際、特段、文書や記録を作成することはない、漏えい事案についての報告文書は、原処分1における文書19、原処分2における文書2、原処分3における文書22によって開示されたものが全てである等と主張する（理由説明書2頁）。
- (2) しかし、上記のように特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記

録が存在することが判明したという事例もある（資料11）。

したがって、改めて事故報告書等の各文書の存否を調査のうえ、存在するのであれば対象文書として追加特定すべきである。

3 再発防止PT等が作成した報告書等の各文書

これについても、上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書記録が存在することが判明したという事例もある（資料11）のだから、再発防止PT等が作成した報告書等の各文書の存否を調査のうえ、存在するのであれば対象文書として追加特定すべきである。

4 立入検査に係る文書、記録

(1) 処分庁は、立入検査に係る文書、記録については、既に開示を行っている等と主張する（理由説明書3頁）。

(2) しかし、各地方自治体は、委員会の立入検査に係る追加確認事項についての文書及びその回答についての文書を対象文書として特定し、開示している（意見書の資料4）。

また、東京国税局、大阪国税局においては、委員会のヒアリングが行われているから、東京国税局、大阪国税局、国税庁からも追加確認事項及びその回答に関する文書が提出されていると考えられる。

そのため、処分庁内部において立入検査、提出資料、質疑応答を踏まえた検討がなされ、それに関する文書、記録等も存在するはずである。

したがって、上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例もある（資料11）のだから、既に開示されたもの以外の立入検査に係る文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

5 東京国税局と大阪国税局に対し、立入検査ではなく、ヒアリングを実施することとした経過の文書

(1) 処分庁は、ヒアリングは立入検査手法のうちの一つであり、立入検査そのものである、重大な事故の際に行う立入検査をせず軽微な事故の際に行うヒアリングにとどめたという事実はない等と主張する（理由説明書3頁）。

(2) まず、審査請求人は、重大な事故の際に行う立入検査をせず軽微な事故の際に行うヒアリングにとどめたという主張はしていないので、処分庁の主張はそもそも誤っている。

次に、番号法の逐条解説（意見書の資料5）においても、ヒアリングは立入検査の手法のうちの一つである等という解説はされていないし、ヒアリングも立入検査そのものというのであれば、わざわざ違う言葉にする必要はない。

そして、処分庁は、必要に応じて様々な検査手法を用いているのであるならば、処分庁内部であえて「ヒアリング」を行うこととした意思決定過程があるはずであり、その意思決定過程に関する文書記録も存在するはずである。

したがって、上記のように特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例もある（資料11）のだから、そのような文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

6 国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書

- (1) 処分庁は、国税庁に対しては番号法29条の3及び35条に基づく定期検査を実施している最中に国税庁から報告を受けたため、その中で当該事案に係る検査も実施している等と主張する（理由説明書3頁4頁）。
- (2) しかし、国税庁は、令和2年（行措）諮問第161号の理由説明だけでなく、令和3年（行情）諮問第96号の理由説明書（意見の資料6）においても、やはり「本件無許諾再委託に関する個人情報保護委員会の立入検査は、国税庁本庁においては実施されておらず、東京国税局及び大阪国税局に対するヒアリングが行われたのみである。」と主張している。

したがって国税庁が二度にわたって、処分庁による立入検査が実施されていないと主張していること等からすれば、処分庁は、実際には国税庁に対して立入検査をしておらず、処分庁は虚偽の説明をしていると考えられる。

よって、上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例もある（資料11）のだから、処分庁が国税庁へ立入検査をしないこととした経過に関する文書も存在するはずであり、対象文書として追加特定すべきである。

7 違法再委託につき、是正勧告、是正命令を出さないこととした経過に関する文書

- (1) 処分庁は、国税庁や各地方公共団体は、委員会の検査や報告徴収に応じており、また、再発防止策の策定等を行うなど違反の是正に向けた必要な措置を講ずることを自ら検討しており、委員会として同法に基づく勧告を行う必要がないことから、勧告の実施についての議論は行っていない、勧告を行っていないから命令に関する議論が行われることはない等と主張する（理由説明書4頁）。
- (2) しかし、上記のように本件は、違法再委託により、特定個人情報が大量漏えいした事案であり、番号法29条の4の「重大な事態」にも該当する特定個人情報の大量漏えい事故であることからすれば、特定個人情報

報の適正・適切な取扱いを監視・監督する処分庁としては（審査請求書の資料4），当然にその権限を最大限行使して，勧告，命令等の権限行使をすべきものである。

また，違法再委託については，特定個人情報という重要性の高い個人情報的大量に漏えいしたものであり，処分庁にとっては極めて不都合な事実である。

そのため，その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあるし，実際に情報公開請求において，処分庁に不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があった旨を指摘されている実例も存在する（意見書の資料3）。

さらに，処分庁の上記主張からすれば，少なくとも委員会として同法に基づく勧告を行う必要がないという意思決定はなされているのだから，その意思決定過程に関する文書，記録が存在するはずである。

したがって，上記のように，特定地方公共団体Dにおいては，行政不服審査会の調査により，既に公開された文書以外に，対象文書となる文書，記録が存在することが判明したという事例（資料11）にも鑑み，その意思決定過程に関する文書，記録も対象文書として追加特定すべきである。

8 当該本人への連絡をするように指導，勧告，命令していない経過についての文書

(1) 処分庁は，本人へ連絡することにより，無用の混乱を生じるおそれ等もあることから，必ずしも個別の連絡を求めておらず，事案の内容等に応じて各団体において判断することとしている等と主張する（理由説明書4頁5頁）。

(2) しかし，処分庁は，「特定個人情報の委託に関する取扱いについて（指導）」（審査請求書の資料9）において「本件事案に係る国民からの問合せ等について，丁寧かつ真摯に対応すること」という指導をしている以上，当然にプライバシー権が侵害された当該本人に対しては「丁寧かつ真摯な対応」として事実関係の説明，今後の対応の説明等のため，連絡等がなされなければならないはずであり，上記指導をしながら，必ずしも個別の連絡を求めておらず，事案の内容等に応じて各団体において判断することとしている等と主張することは矛盾挙動であり，とても通常の対応とはいえない。

少なくとも処分庁の主張を前提にすれば，処分庁においては，本人へ連絡することにより，無用の混乱を生じるおそれ等もあることから，必ずしも個別の連絡を求めておらず，事案の内容等に応じて各団体において判断することとしたという意思決定過程が存在するはずであり，その意思決定過程に関する文書，記録が存在するはずである。

したがって、上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例（資料11）にも鑑み、その意思決定過程に関する文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

なお、これについても、上記のように、違法再委託については、特定個人情報という重要性の高い個人情報が大量に漏えいしたものであり処分庁にとっては極めて不都合な事実であり、そのために、その不都合な事実を隠蔽するための説明をしている可能性もあることは同様である。

9 委託先と再委託先との間の契約に関する文書

特定地方公共団体B情報公開・個人情報保護審査会の答申（資料7）によれば、特定地方公共団体Bにおいては、違法再委託に関し、委託先と再委託先との間の契約に関する文書を保有していて、対象文書として特定すべきことが指摘されている。

したがって、上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例（資料11）にも鑑み、処分庁においても、収集した資料の中に委託先と再委託先との間の契約に関する文書が存在すると考えられるので、その文書も対象文書として追加特定すべきである。

10 想定問答集

上記のように、特定地方公共団体Dにおいては、行政不服審査会の調査により、既に公開された文書以外に、対象文書となる文書、記録が存在することが判明したという事例（資料11）で、想定問答が対象文書として特定すべきであるとされている。

処分庁においても、想定問答が作成されていると考えられるので、その文書も対象文書として追加特定すべきである。

別表（諮問庁が新たに開示する部分）

（原処分１）

文書番号	通し頁	新たに開示する部分
文書 9	1 6 1	6 行目
文書 1 1	1 7 8	全部
文書 1 9	4 4 2 及び 4 4 3	件名右上の「連絡先」記載箇所における不開示部分を除く全部
	4 4 4 及び 4 4 5	同上
	4 4 6 及び 4 4 7	同上
	4 4 8 ない し 4 5 0	件名右上の「連絡先」記載箇所における不開示部分、表の「②事態の概要」欄の上から 1 9 行目左から 2 文字目ないし 2 0 文字目、同 2 0 行目左から 2 文字目ないし 1 8 文字目及び同 2 1 行目左から 2 文字目ないし 2 1 文字目）並びに表の「⑨その他」欄の上から 4 行目ないし 3 5 行目を除く全部
	4 5 1 ない し 4 5 3	同上
文書 2 3	5 2 5	件名下の本文 6 行目から 9 行目（ただし 6 行目の 1 5 文字目ないし 2 4 文字目及び 9 行目の 1 5 文字目 2 4 文字目を除く。）
		件名下の本文 1 1 行目から 1 3 行目（ただし 1 1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目を除く。）
	5 3 2	件名下の本文 6 行目から 9 行目（ただし 6 行目の 1 5 文字目ないし 2 4 文字目及び 9 行目の 1 5 文字目 2 4 文字目を除く。）
		件名下の本文 1 1 行目から 1 3 行目（ただし 1 1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目を除く。）
文書 2 4	5 6 1	件名下の本文 1 1 行目から 1 5 行目
	5 8 4	件名下の本文 1 0 行目から 1 4 行目
	6 3 4	件名下の本文 1 1 行目から 1 5 行目
	6 5 4	件名下の本文 1 0 行目から 1 4 行目
	7 7 4	件名下の本文 1 1 行目から 1 5 行目
	7 8 9	件名下の本文 1 0 行目から 1 4 行目

文書 2 5	8 9 2	表の上の見出し部分のうち，左から 1 文字目ないし 3 文字目， 3 9 文字目ないし 4 2 文字目， 4 8 文字目ないし 5 2 文字目及び 5 8 文字目ないし 6 1 文字目
	8 9 5	表の上の見出し部分のうち，左から 1 文字目ないし 3 文字目， 2 2 文字目ないし 2 5 文字目， 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 0 文字目ないし 4 3 文字目
	8 9 6	表の上の見出し部分のうち，左から 1 文字目ないし 3 文字目， 3 9 文字目ないし 4 2 文字目， 4 8 文字目ないし 5 2 文字目及び 5 7 文字目ないし 6 0 文字目
文書 2 8	1 0 0 7	上段部分

(原処分 3)

文書番号	通し頁	新たに開示する部分
文書 6	6 5 ないし 7 1	全部
	1 2 6 及び 1 2 7	全部
文書 1 2	3 5 8	件名下の本文 7 行目から 8 行目までの一部 (報告期日)
文書 1 3	3 5 9	件名下の本文 7 行目から 8 行目までの一部 (報告期日)
文書 2 5	1 0 6 1	件名下の本文 6 行目から 9 行目 (ただし 6 行目の 1 5 文字目ないし 2 4 文字目及び 9 行目の 1 5 文字目 2 4 文字目を除く。)
		件名下の本文 1 1 行目から 1 5 行目 (ただし 1 1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 行目の 4 文字目 9 文字目を除く。)
	1 0 6 8	件名下の本文 6 行目から 9 行目 (ただし 6 行目の 1 5 文字目ないし 2 4 文字目及び 9 行目の 1 5 文字目 2 4 文字目を除く。)
		件下の本文 1 1 行目から 1 5 行目 (ただし 1 1 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 行目の 4 文字目 9 文字目を除く。)
文書 2 8	1 2 2 9	件下の本文 1 1 行目から 1 5 行目

	1 2 5 2	件名下の本文 9 行目から 1 4 行目
	1 2 7 4	2 0 行目 (項目名)
	1 3 0 2	件名下の本文 1 0 行目から 1 5 行目
	1 3 2 2	件名下の本文 1 0 行目から 1 4 行目
	1 4 1 4	2 0 行目 (項目名)
	1 4 5 7	件名下の本文 9 行目から 1 4 行目
文書 2 9	1 5 6 0	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 1 文字目ないし 4 4 文字目
	1 5 6 3	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 1 文字目ないし 4 4 文字目
	1 5 6 7	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 1 文字目ないし 4 4 文字目
	1 5 6 9	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 1 文字目ないし 4 4 文字目
	1 5 7 1	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 1 文字目ないし 4 4 文字目
	1 5 7 3	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 3 9 文字目ないし 4 2 文字目, 4 8 文字目ないし 5 2 文字目及び 5 8 文字目ないし 6 1 文字目
	1 5 7 4	表の上の見出し部分のうち、左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 2 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 5 文字目及び 4 0 文字目ないし 4 3 文字目